

玉城町 子ども・子育て支援事業計画



玉 城 町

平成 27 年 3 月

目次

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の性格・位置づけ	1
3. 計画の期間	2
4. 計画の策定体制	2
5. 計画策定にあたっての子ども・子育てに関する調査	2
6. 計画策定にあたっての人口推計	3

第2章 玉城町の子どもと子育て家庭を取り巻く現状

1. 子どもと子育て世帯を中心とした人口の動向及び推計	4
2. 就業の状況	11
3. 玉城町の子どもと子育て家庭の概況	12
4. 玉城町における主な子育て支援の取り組み	16
5. アンケート調査結果の概要	22

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念	35
2. 計画策定の視点	36
3. 計画の基本目標	37
4. 施策の体系	39

第4章 目標実現のための施策

1. 子どもの健やかな育ちを支える環境づくり	40
1-1 幼児期の教育・保育の総合的な提供	40
1-2 児童の放課後の過ごし方への支援	42
1-3 地域における多様な子育て支援の充実	43
2. すべての子どもが健やかに成長するまちづくり	45
2-1 子どもの人権擁護の推進	45
2-2 要支援児童への対応などきめ細かな取り組みの推進	46

3. 子どもの成長と親としての成長を支えあう環境づくり	47
3-1 子育ての相談・支援体制の充実	47
3-2 地域や家庭の教育力の向上	48
4. 安心して子どもを産み育てられる環境づくり	50
4-1 母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進	50
4-2 職業生活と家庭生活との両立の推進	52

第5章 計画の目標値等

1. 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定	54
2. 幼児期の学校教育・保育にかかる量の見込み・確保の内容・実施時期	56
3. 地域子ども・子育て支援事業にかかる量の見込み・確保の内容・実施時期	62
4. 教育・保育の一体的提供と、教育・保育の連携推進	74
5. 総合的な子どもの放課後対策の推進	75

第6章 計画の推進

1. 計画の推進体制	78
2. 計画の進行管理	78

参考資料

玉城町子ども・子育て支援事業計画の策定経過	79
用語解説	80

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

子ども・子育て支援については、これまで「少子化対策基本法」などにに基づき、総合的な施策が国、県、市町村レベルでそれぞれ進められてきました。しかし、子育てをしながら働ける環境が必ずしも充実していないことなどから、合計特殊出生率^{*}は低い水準にとどまっています。こうした状況を受けて、国は、子ども・子育て支援についても社会保障の一環と捉え、質の高い幼児期の教育・保育の提供や、保育の量的拡大、子育て支援の充実が図れるよう、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」（子ども・子育て支援法）（認定こども園法の一部改正法）（子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律）を制定しました。この法律では、「必要な支援を行うことで、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与すること」をめざしています。

この法律の目的を達成するため、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、子ども・子育て支援は良質かつ適正な事業内容、水準とすることが必要です。

本町においては、平成22年度から、「玉城町次世代育成支援対策地域行動計画（後期計画）」に基づき、子ども・子育て支援をはじめとする次世代育成支援のための施策に取り組んできました。この行動計画が平成26年度までを計画期間としていることから、行動計画の基本的な考え方を踏襲しつつ、新たに平成27年度からの「子ども・子育て支援新制度」の開始に合わせて「子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

2. 計画の性格・位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく、市町村子ども・子育て支援事業計画です。さらに、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村次世代育成支援行動計画として、これまで取り組みを進めてきた「玉城町次世代育成支援行動計画」を引き継ぐ計画と位置づけます。

なお、本町のまちづくりの総合的指針である「玉城町総合計画」を上位計画として、関連の部門別計画との調和と整合性を図り策定しました。

3. 計画の期間

本計画は平成 27 年度を初年度とし、平成 31 年度までの 5 年間を計画期間とします。

4. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、子育て家庭の現状、保育サービスの利用希望や子育てに関する意識等を把握する基礎資料とするためのアンケート調査を実施しました。また、「子ども・子育て支援法」第 77 条に定める合議制の機関として「玉城町子ども・子育て会議」を設置し、計画の内容について検討を行い、この計画の素案を町役場の窓口やホームページにて公開し、広く町民の方々から意見を募り、策定しました。なお、計画策定後「玉城町子ども・子育て会議」は、事業計画の進行管理を行うため、計画を点検・評価する役割を担うこととします。

5. 計画策定にあたっての子ども・子育てに関する調査

本町では、子ども・子育て支援事業計画の策定に先立ち、玉城町内在住の就学前児童の保護者を対象にアンケート調査を実施しました。本計画の中では特に説明のない限り、「アンケート調査」はこの調査のことを指します。

■調査の方法

- ①調査対象地域 玉城町全域
- ②調査対象者 就学前児童（0～5歳児）の保護者
- ③調査期間 平成 26 年 1 月
- ④調査方法 郵送による配布・回収

■回収結果

調査種別	配布数	回収数	回収率
就学前児童調査	681	358	52.6%

■注意事項

- ・調査結果についてパーセントで示していますが、小数点第 2 位で四捨五入しているため、パーセントの合計が 100.0%にならない場合もあります。

6. 計画策定にあたっての人口推計

本計画の策定にあたり、教育・保育にかかる量の見込み、及び地域子ども・子育て支援事業にかかる量の見込みを算出するため、玉城町の将来人口推計を行っています。

玉城町の将来人口推計として、国立社会保障・人口問題研究所が発表した『日本の地域別将来推計人口（平成 25 年 3 月推計）』があり、平成 22 年の国勢調査を基に、平成 22 年 10 月 1 日から平成 52 年 10 月 1 日までの 30 年間（5 年ごと）について、コーホート要因法[※]によって男女年齢（5 歳）階級別の将来人口を推計しています。

しかし、この推計では 5 年ごとかつ 5 歳単位ごとの推計人口しかなく、本計画の策定にあたっては、1 年ごとかつ 1 歳単位ごとの推計人口が必要になるため、上記推計とは別に、平成 22 年から平成 26 年の住民基本台帳を基に、コーホート変化率法[※]によって将来人口を推計しました。

第2章 玉城町の子どもと子育て家庭を取り巻く現状

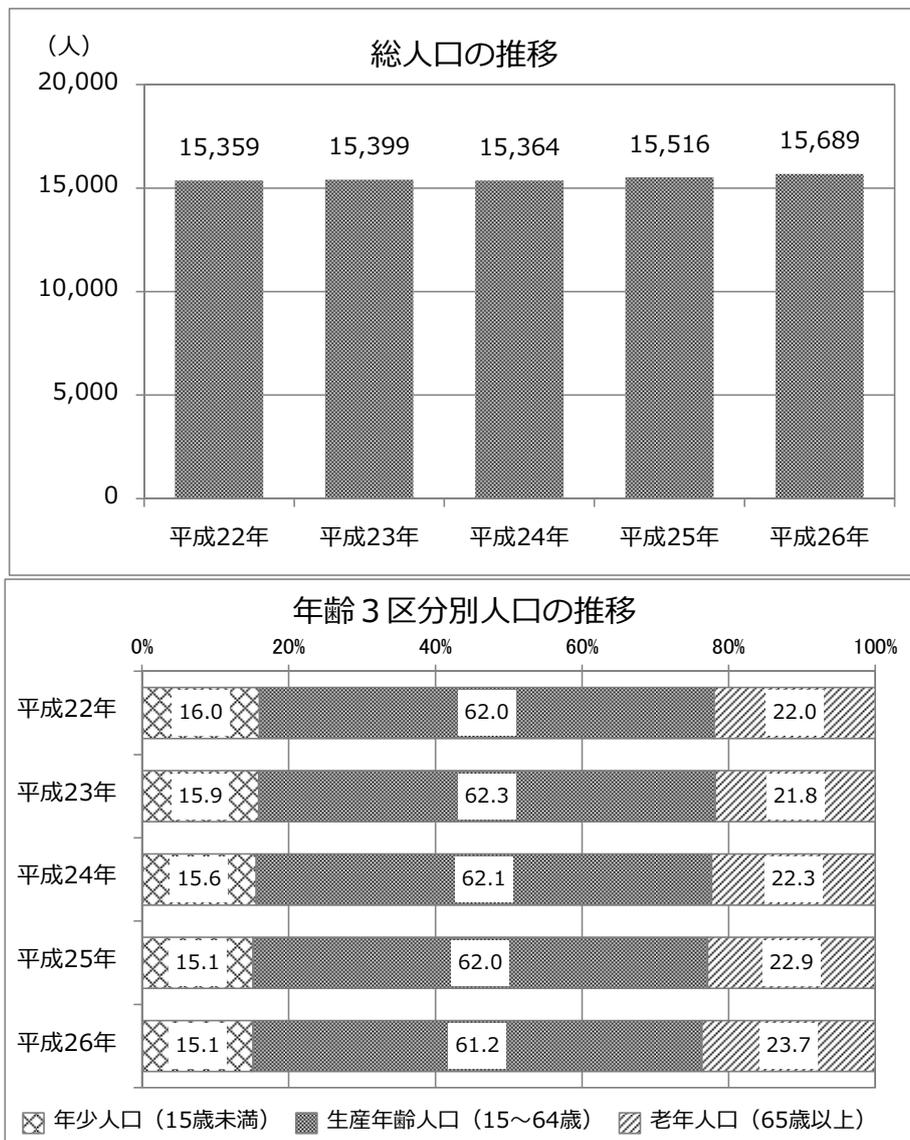
1. 子どもと子育て世帯を中心とした人口の動向及び推計

(1) 人口の推移

① 総人口・年齢別人口の推移

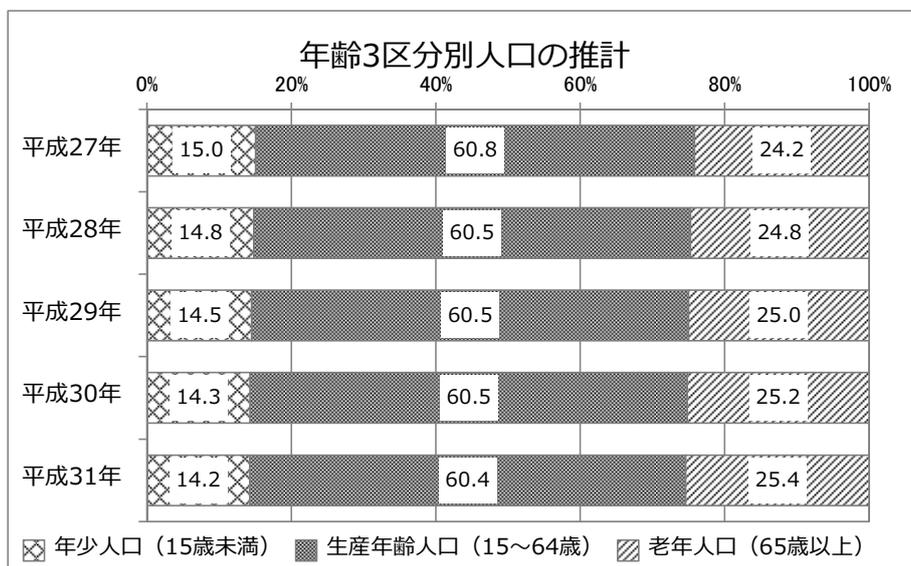
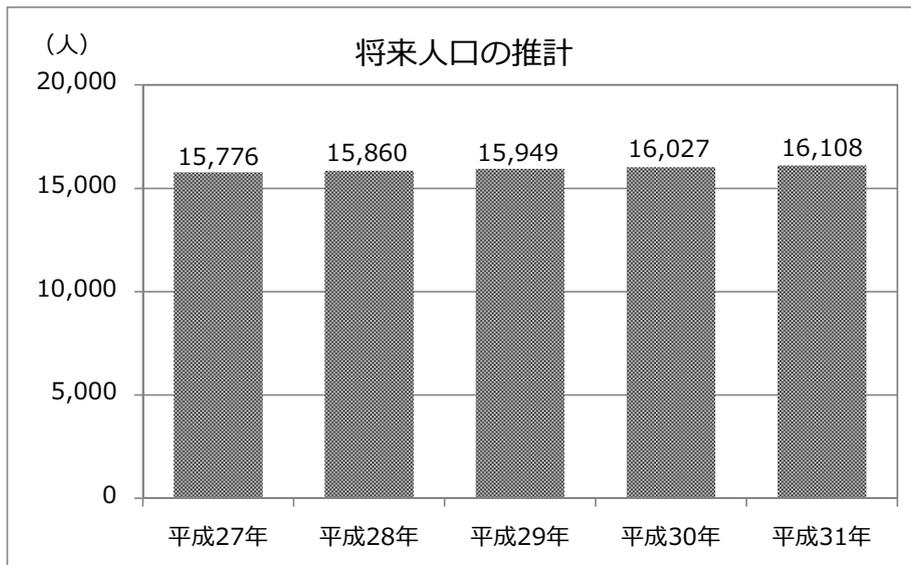
総人口の推移をみると、平成24年以降は増加しており、平成26年は15,689人でした。

年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口は年々減少傾向にあり、平成26年には15.1%となっています。また、生産年齢人口も減少傾向にあります。一方、老年人口は年々増加しており、平成26年の高齢化率は23.7%となっています。



②将来人口・年齢別人口の推計

コホート変化率法^{*}によって推計すると、今後も人口は増加するものと予測されています。年齢3区分別人口の推計をみると、年少人口は今後も減少すると予測されており、平成31年には14.2%と予測されています。また、生産年齢人口もやや減少すると予測されています。一方、老年人口は今後も増加すると予測されており、平成31年の高齢化率は25.4%と予測されています。

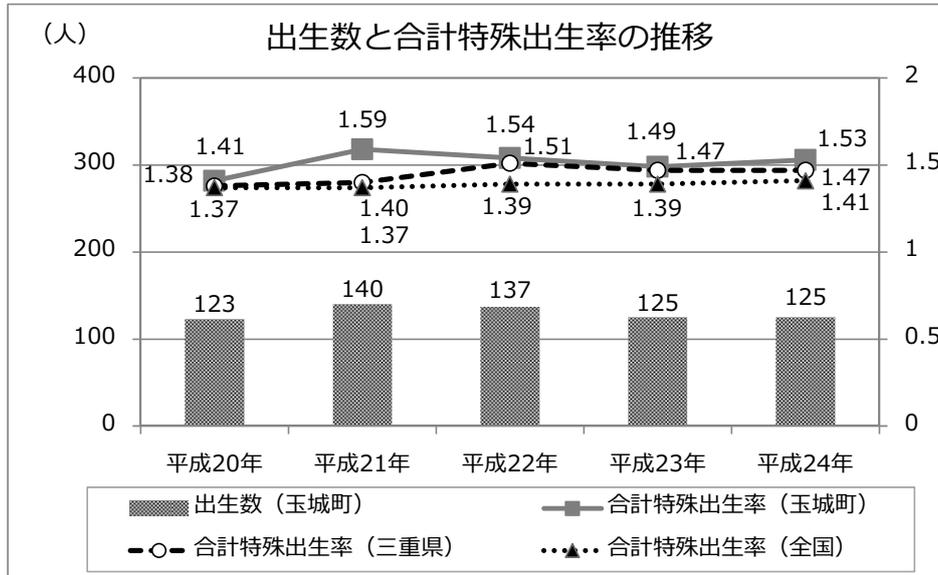


資料：コホート変化率法^{*}による推計結果

(2) 出生数の推移

出生数は、増減を繰り返して推移しており、平成 24 年の出生数は 125 人でした。

また、一人の女性が一生のうちに産む子どもの数を示す合計特殊出生率[※]も、増減を繰り返して、平成 24 年は 1.53 となっています。



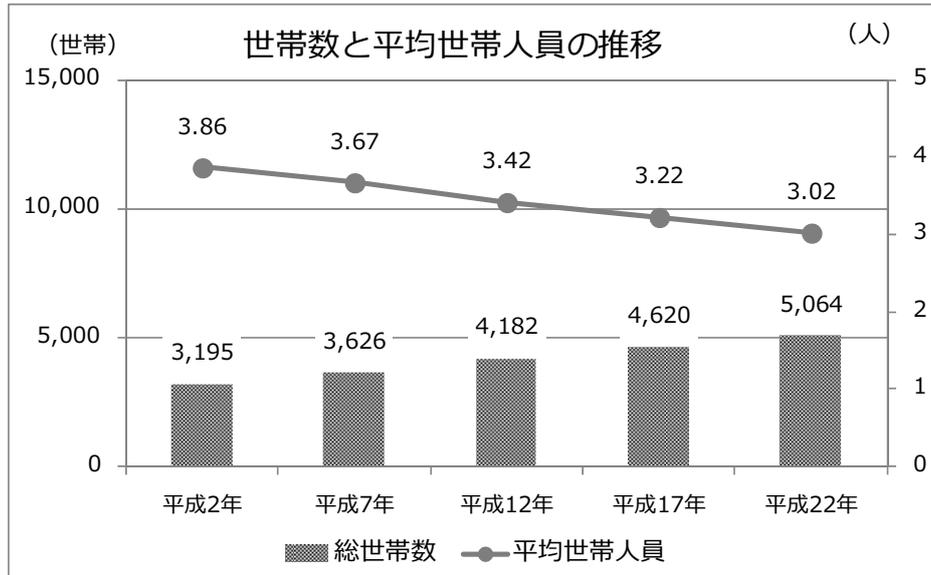
資料：県健康福祉総務課「人口動態総覧」

国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」、厚生労働省「人口動態統計」

(3) 世帯の動向

① 世帯数と平均世帯員の推移

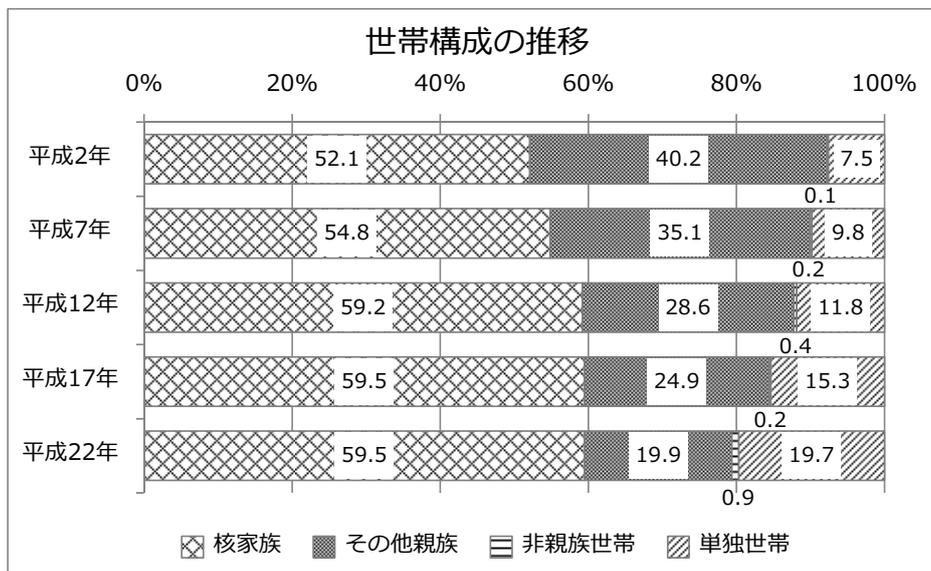
世帯数は、増加傾向が続いており、平成22年では5,064世帯になっています。一方、1世帯あたりの平均世帯人員は年々減少しており、平成22年には3.02人となっています。



資料：国勢調査、住民基本台帳（平成25年3月31日現在）

② 世帯構成の推移

世帯構成の推移をみると、親と子からなる核家族世帯が最も多く、平成22年において約6割を占めます。また、単独世帯は増加する傾向がみられ、世帯規模の縮小傾向が進行していることがうかがえます。

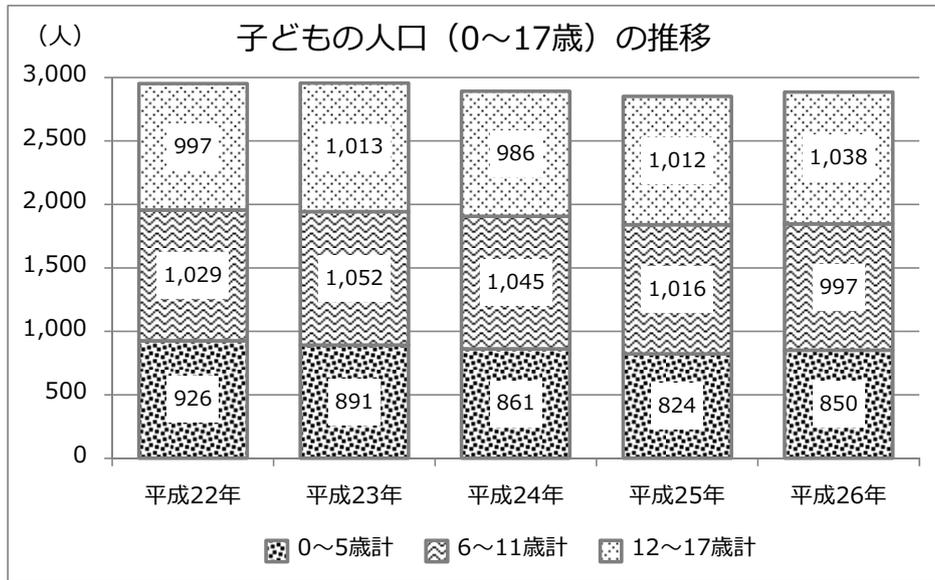


資料：国勢調査

(4) 子どもの人口の推移

① 子どもの人口の推移

12～17歳の人口は微増していますが、0～5歳、6～11歳の人口は、いずれも減少傾向にあります。

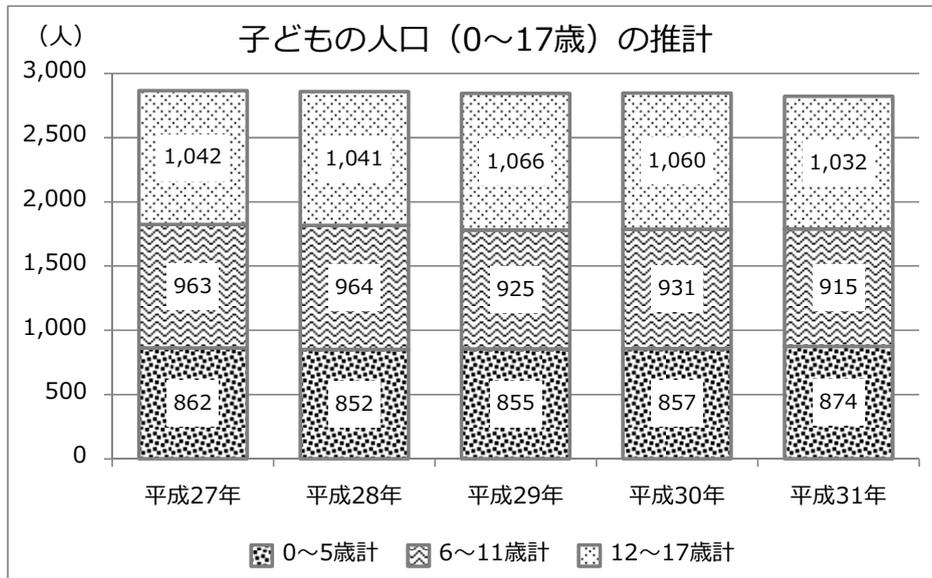


	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
0 歳	137	122	130	117	128
1 歳	138	149	130	138	131
2 歳	149	140	152	128	144
3 歳	164	161	134	152	147
4 歳	153	163	156	135	160
5 歳	185	156	159	154	140
6 歳	159	188	148	157	162
7 歳	176	164	187	148	158
8 歳	184	173	164	190	148
9 歳	188	187	173	163	191
10 歳	155	187	185	173	162
11 歳	167	153	188	185	176

資料：住民基本台帳（各年 3 月 31 日現在）

②子どもの人口の推計

コーホート変化率法^{*}によって推計すると、子どもの人口は増減を繰り返しながら推移していくものと予測されています。



	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
0 歳	129	130	132	134	136
1 歳	140	140	141	143	145
2 歳	133	142	142	143	145
3 歳	150	139	149	148	149
4 歳	149	151	139	149	149
5 歳	161	150	152	140	150
6 歳	140	162	151	152	140
7 歳	163	141	163	153	153
8 歳	158	163	141	163	153
9 歳	149	159	164	142	164
10 歳	190	148	158	163	141
11 歳	163	191	148	158	164

資料：コーホート変化率法^{*}による推計値

(5) 子どもの人口（5歳刻み）の割合

市町別の総人口に対する5歳刻み人口の割合をみると、「0～4歳」は県下8位、「5～9歳」は2位、「10～14歳」は1位となっており、県下29市町の中でも子どもの人口比率は高いことがわかります。

子ども人口（5歳刻み）の割合に関する県内順位

順位	0～4歳		5～9歳		10～14歳	
	市町	割合	市町	割合	市町	割合
1位	朝日町	7.7%	朝日町	8.3%	玉城町	5.8%
2位	川越町	6.0%	玉城町	5.3%	朝日町	5.6%
3位	亀山市	5.0%	川越町	5.1%	菰野町	5.6%
4位	鈴鹿市	4.7%	亀山市	5.0%	鈴鹿市	5.4%
5位	菰野町	4.6%	鈴鹿市	4.9%	川越町	5.3%
6位	桑名市	4.5%	菰野町	4.9%	御浜町	5.3%
7位	四日市市	4.5%	明和町	4.7%	明和町	5.3%
8位	玉城町	4.4%	桑名市	4.7%	紀宝町	5.3%
9位	松阪市	4.3%	四日市市	4.6%	度会町	5.2%
10位	津市	4.2%	東員町	4.5%	桑名市	5.2%

資料：平成24年三重県の人口動態（平成24年10月1日現在）

2. 就業の状況

(1) 就業人口の動向

① 産業人口の動向

就業人口をみると、男女ともに増加傾向にあります。産業分類別にみると、男女とも第1次産業、第2次産業ともに減少しています。一方、第3次産業については、男性は減少していますが、女性は増加しています。

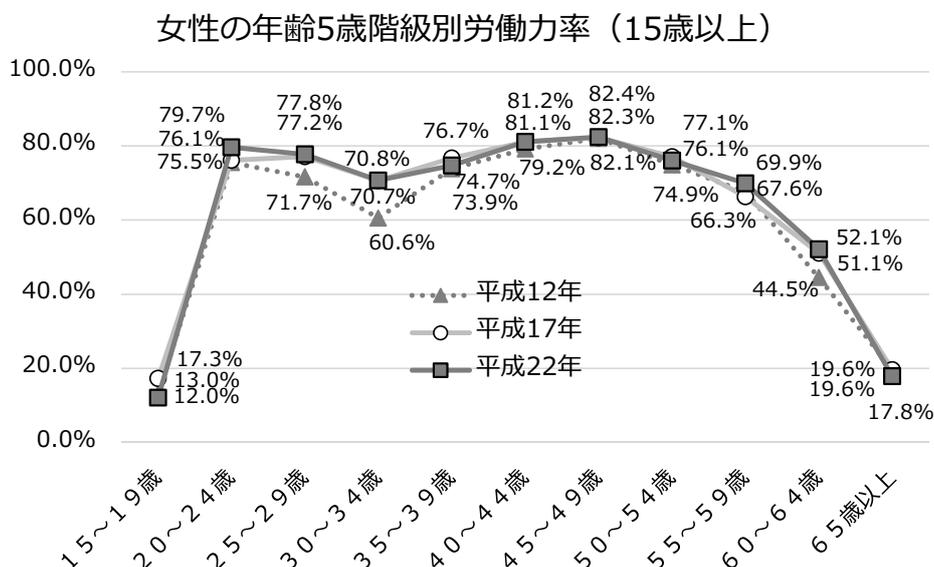
	男性				女性			
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
総数(人)	4,020	4,192	4,274	4,298	3,058	3,253	3,482	3,480
第1次産業(%)	10.8	9.4	9.2	7.0	14.2	12.6	10.5	6.8
第2次産業(%)	41.6	42.1	43.1	41.2	34.0	30.1	28.3	25.2
第3次産業(%)	52.3	48.3	46.8	47.2	53.0	57.2	60.0	63.8
分類不能(%)	0.2	0.1	0.9	4.5	0.3	0.1	1.2	4.3

資料：国勢調査

② 女性の年齢別就業率

5歳刻みの年齢別に女性の労働力率をみると、平成17年から平成22年にかけて20歳以上の全年代で上昇しています。

年代別では、20歳代では約80%ですが、30歳代前半では約70%となり、出産・育児を機に一旦就労を中断する傾向がみられ、40歳代で再び約80%に上昇するという、いわゆる「M字カーブ」がみられます。



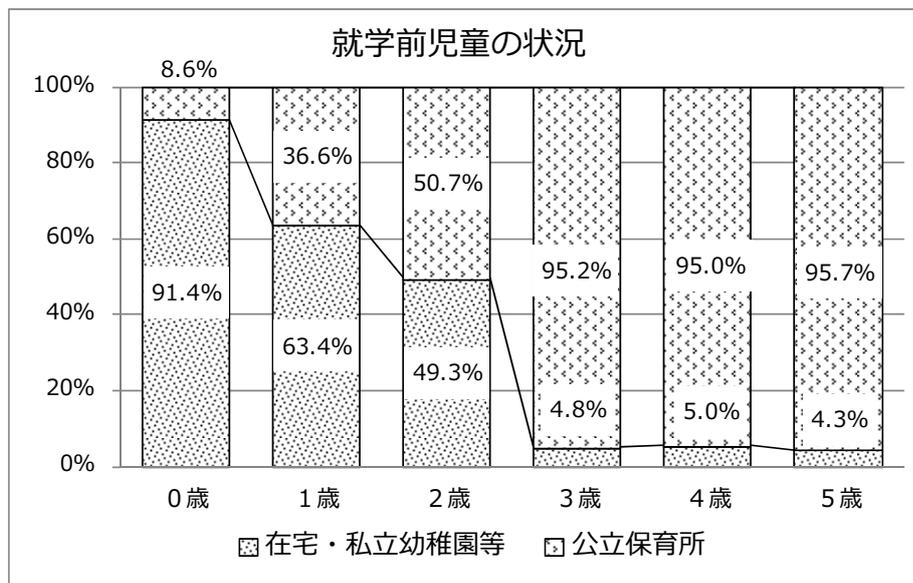
3. 玉城町の子どもと子育て家庭の概況

(1) 就学前児童の状況

0～2歳児については、施設に通わずに在宅で過ごしている児童が最も多く、0歳児では約90%、1歳児では約60%、2歳児では約50%を占めます。また、3歳児以上では公立保育所に通っている児童が95%以上と、ほとんどを占めます。

就学前児童の状況

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
公立保育所（人）	11	48	73	140	152	134	558
在宅・私立幼稚園等（人）	117	83	71	7	8	6	292
就学前児童数（人）	128	131	144	147	160	140	850



資料：就学前児童数は、住民基本台帳人口（平成26年4月1日現在）
 保育所の児童数は、平成26年4月1日現在の数値

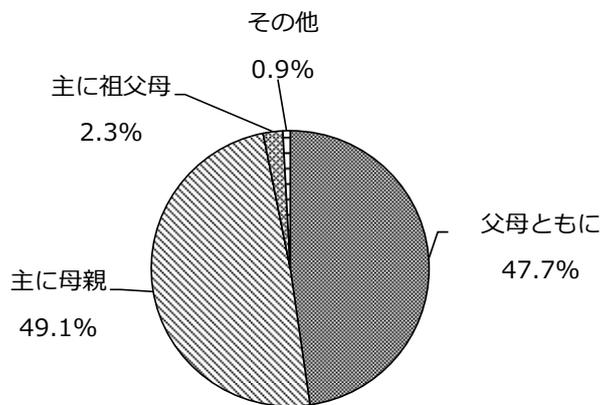
(2) 子育て家庭の状況

アンケート調査結果によると、子育て家庭の 49.1%は、主に母親が子育てをしており、父母ともに子育てをしている世帯は、47.7%となっています。

また、緊急時等の預け先として、祖父母等の親族が多い一方で、預け先がない人も約3%います。

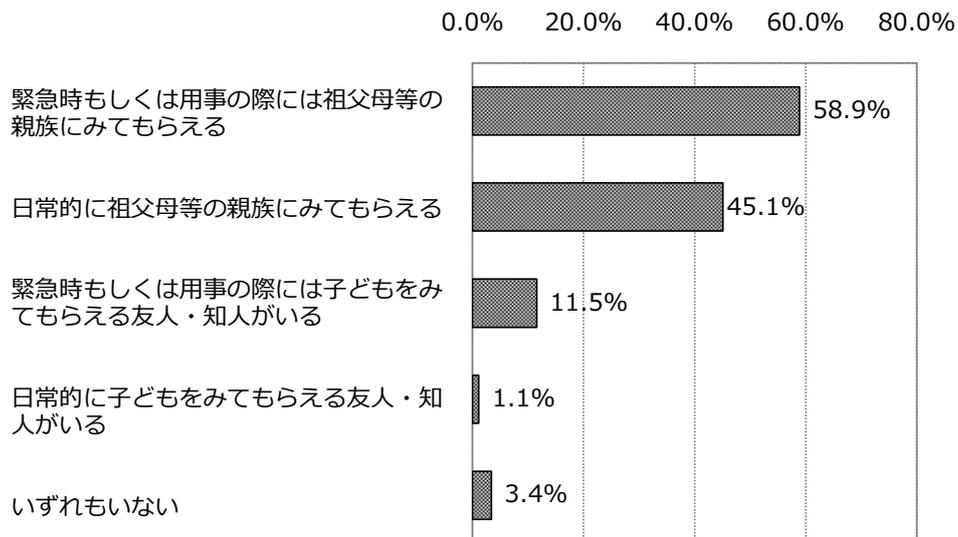
■子育てを主体的に行っている人

【N=352】



■日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の存在

【N=355／複数回答】



注：N (Number of Cases の略) は比率算出の基数であり、100%が何人の回答者数に相当するかを示す。

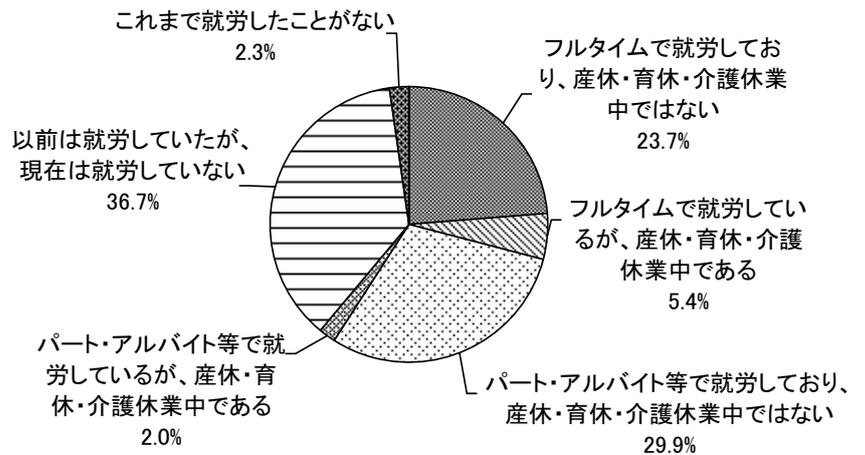
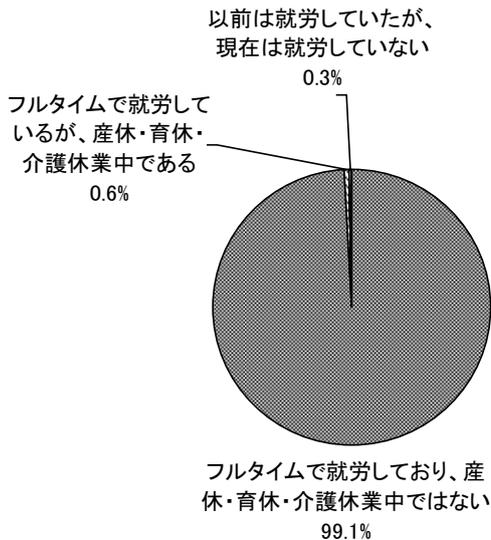
(3) 保護者の就労状況

父親の就労形態は「フルタイム」がほとんどを占めます。フルタイムで働いている父親は、母親に比べて長時間働いている割合も高くなっています。

■ 父親の就労状況

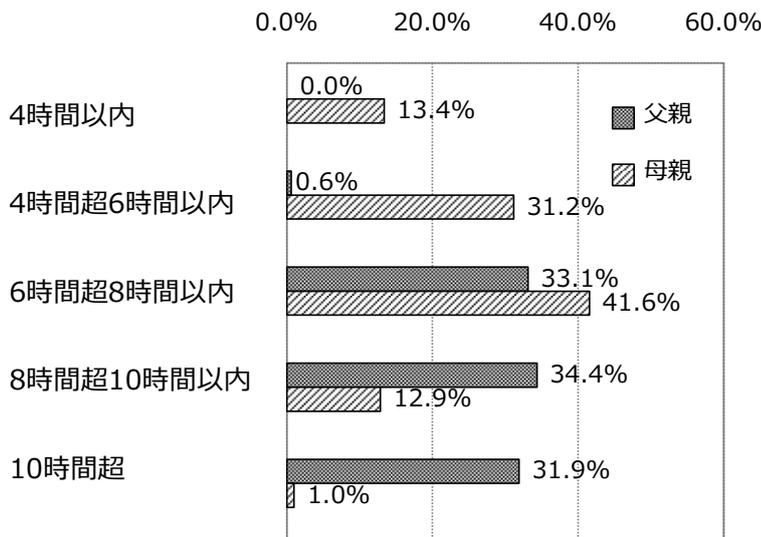
■ 母親の就労状況

【父親 N=344、母親 N=354】



■ 1日あたりの就労時間

【父親 N=326、母親 N=202】

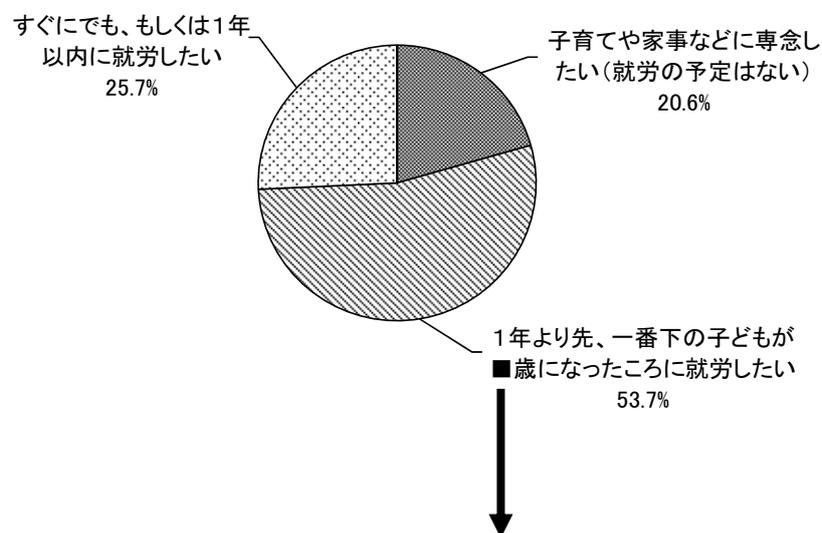


就労していない母親の就労希望は、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」と考える母親が4人に1人となっています。また、「1年より先、一番下の子どもが大きくなったら就労したい」を合わせると、約8割が「就労したい」と考えていることになります。

一番下の子どもが「3歳」になったら働きたいと考える母親が約6割で最も多くなっています。

■ 現在就労していない母親の就労希望

【N=136】



■ 一番下の子が何歳になったら就労したいか

年齢	割合
1歳	2.8%
2歳	12.7%
3歳	56.3%
4歳	12.7%
5歳	4.2%
6歳以上	11.3%
N値	71

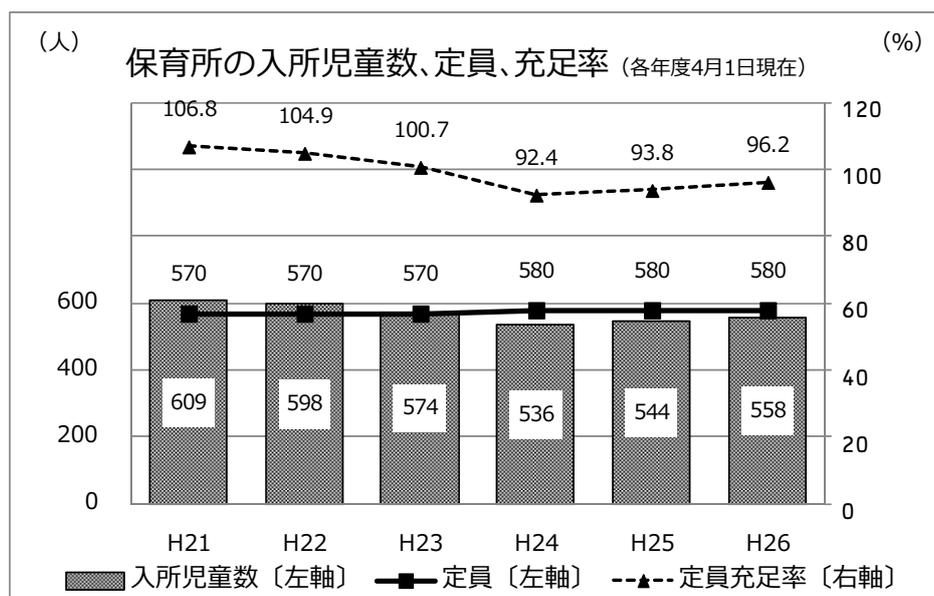
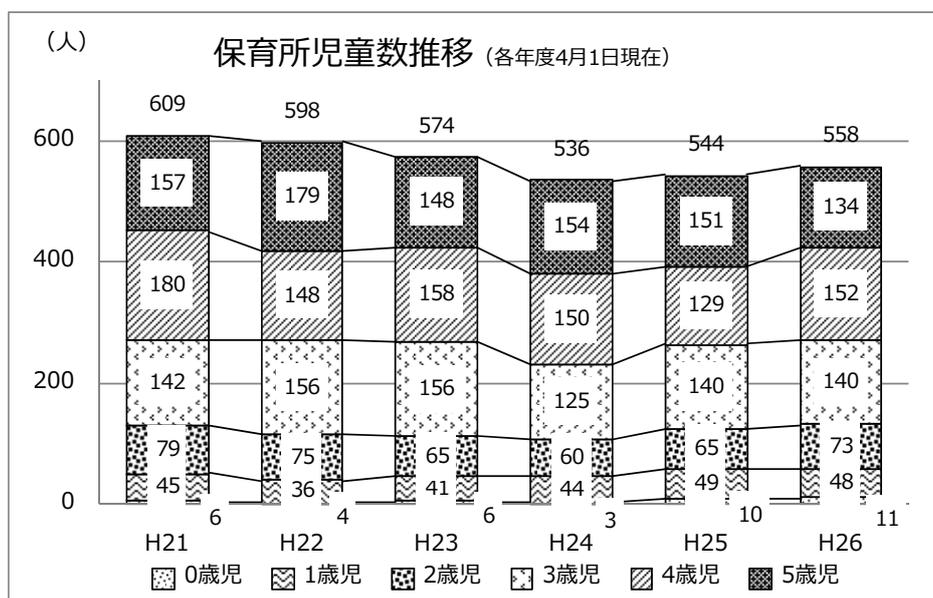
4. 玉城町における主な子育て支援の取り組み

本町における、教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業にかかる取り組み実績状況です。

① 保育所の状況

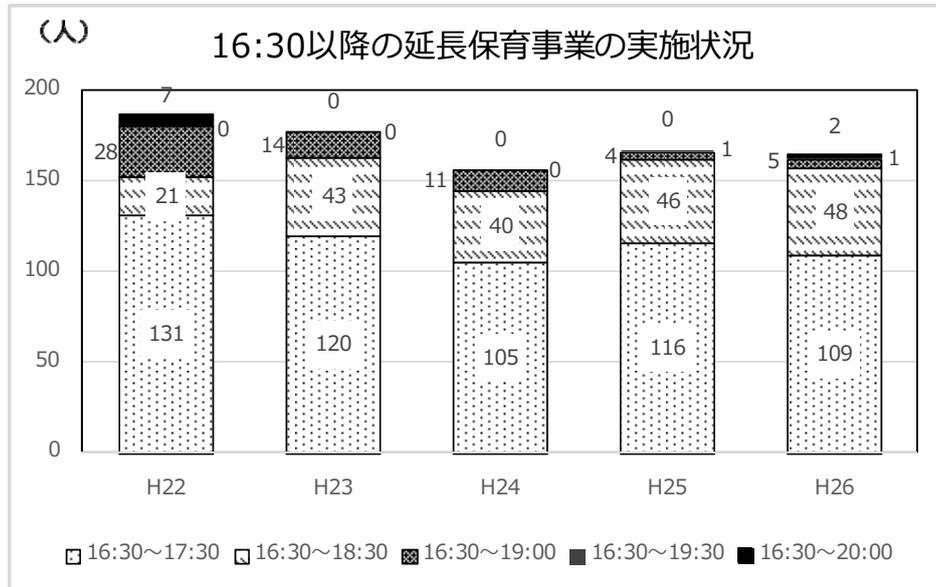
■ 保育所の状況

保育所については、公立保育所4か所にて保育を実施しています。就学前児童数が減少する中、保育所児童数も減少傾向にあります。また、定員数に対する充足率は平成26年には96.2%となっています。



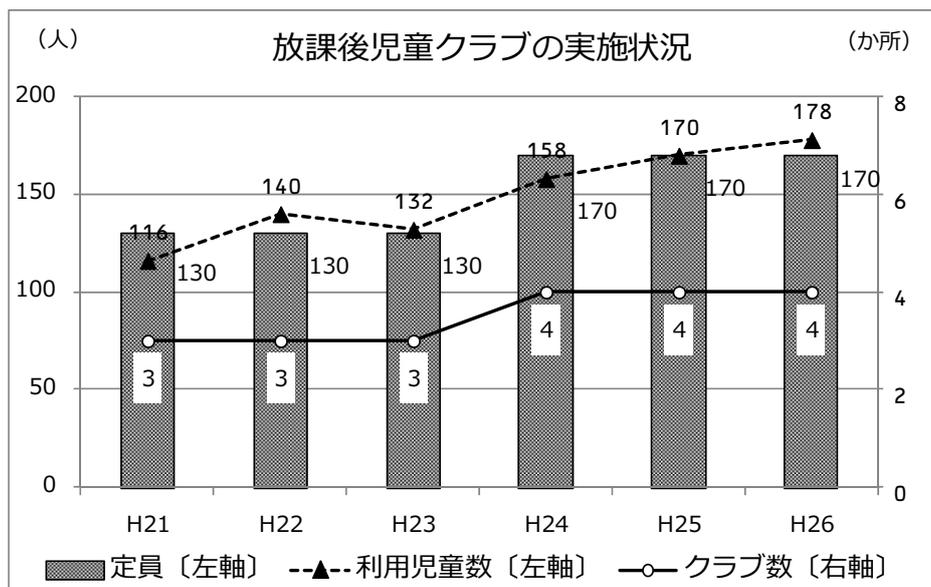
② 延長保育事業

延長保育については、4か所の保育所で実施しています。16:30以降の延長保育事業の実施状況をみると、利用者数の多くは17:30までの利用であり、19:00以降の利用は平成23年度以降においては10名前後となっています。



③ 放課後児童クラブ（学童保育）

放課後児童クラブ（学童保育）については、4か所開設されており、利用者数は増加しています。

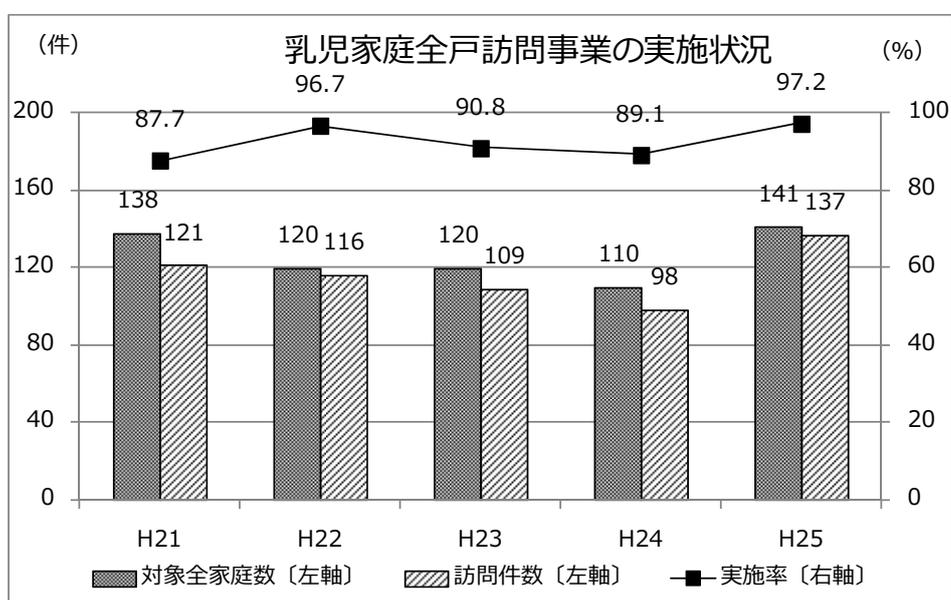


④ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の病気などのために一時的に児童養護施設などで預かるショートステイについては、伊勢市の「児童福祉施設 天理教三重互助園」に委託し実施していますが、利用実績はありません。

⑤ 乳児家庭全戸訪問事業

原則として生後4か月までのお子さんのいるすべての家庭を対象に、保健師等が訪問しており、実施率は90%前後となっていますが、平成25年度は97.2%と高くなっています。



資料：生活福祉課

⑥ 養育支援訪問事業（育児支援家庭訪問事業）

乳児家庭全戸訪問で継続支援が必要と思われる家庭をはじめ、虐待の疑われる家庭やハイリスク家庭への保健師等による家庭訪問を実施しています。

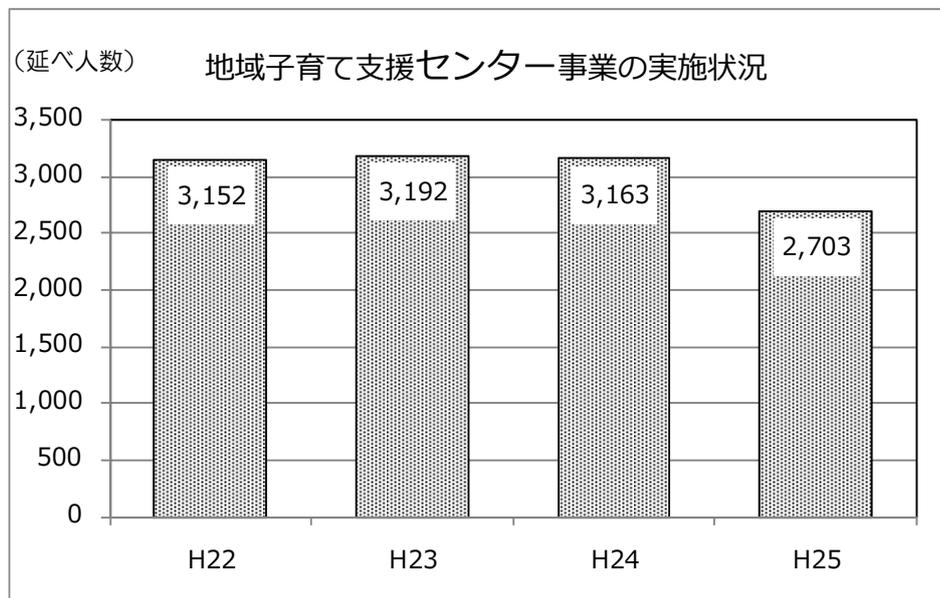
養育支援訪問事業の状況

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
訪問実家庭数 (件)	18	8	5	8
訪問延べ件数 (件)	67	28	61	33

資料：生活福祉課

⑦ 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）

子育ての相談にのったり、保護者どうしが交流したりする子育て支援センターについては、1か所（保健福祉会館）において実施しています。



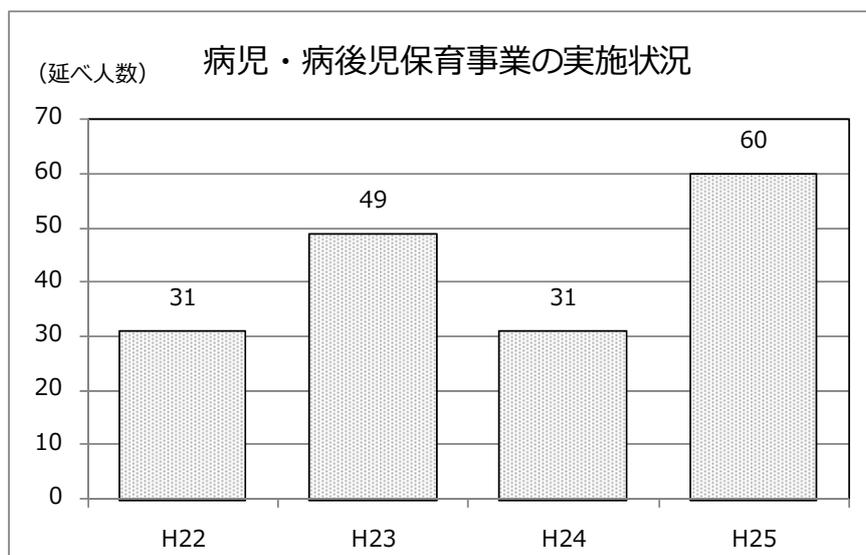
資料：生活福祉課

⑧ 一時預かり事業

普段は家でみているお子さんを一時的に預かる一時預かり事業については、平成 26 年 10 月から田丸保育所で実施をはじめました。

⑨ 病児・病後児保育事業

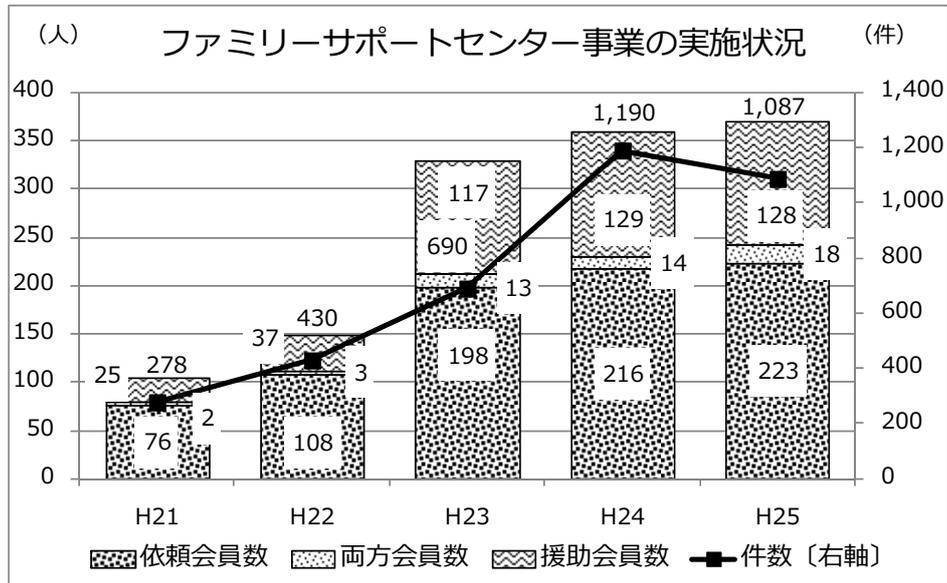
病気の回復期にある子どもを預かる病児・病後児保育については、伊勢市に事業を委託して実施しており、平成 25 年度の利用者は延べ 60 人でした。



資料：生活福祉課

⑩ ファミリーサポートセンター事業

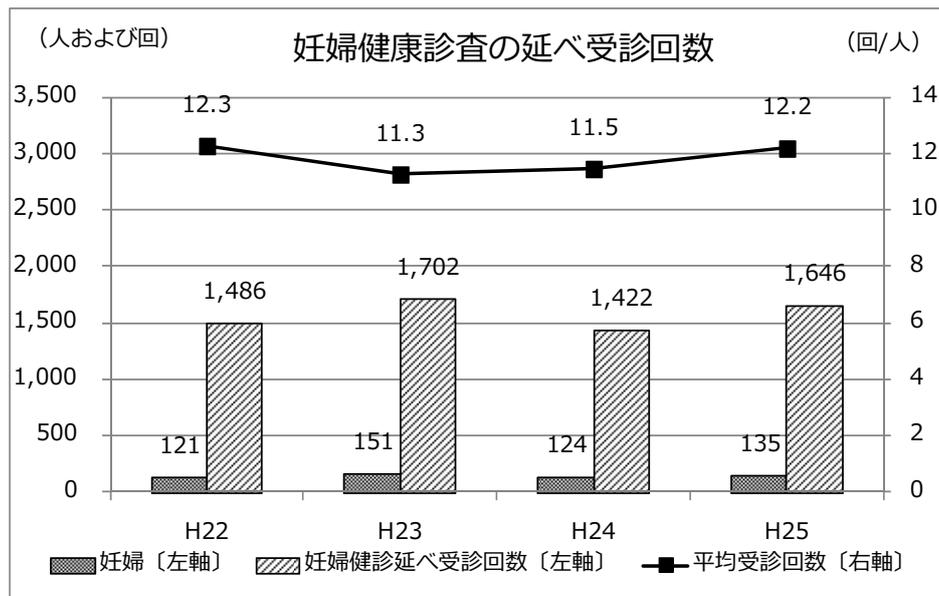
子育てを助けてほしい人（依頼会員）、子育てのお手伝いができる人（提供会員）とも登録は増加傾向にあり、利用件数も平成 24 年度までは右肩上がりでしたが、平成 25 年度は若干減少しました。



資料：生活福祉課

⑪ 妊婦健康診査

妊娠中の健康診査にかかる費用を助成しています。一人あたり 14 回の受診を見込んでいますが、平均一人あたり受診回数は平成 25 年度で 12.2 回でした。



資料：生活福祉課

⑫ 母子保健サービス

母子保健サービスの実施状況は以下のとおりとなっています。

		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
母子健康手帳交付	受診児数 (人)	111	145	106	135
4 か月児 健康診査	対象児数 (人)	153	111	134	120
	受診児数 (人)	136	110	130	108
	受診率 (%)	88.9	99.1	97	90
10 か月児 健康診査	対象児数 (人)	143	113	120	121
	受診児数 (人)	121	113	106	98
	受診率 (%)	84.6	100.0	88.3	80.1
1 歳 6 か月児 健康診査	対象児数 (人)	145	157	123	143
	受診児数 (人)	135	146	119	138
	受診率 (%)	93.1	93.0	96.7	96.5
3 歳 6 か月児 健康診査	対象児数 (人)	180	166	144	160
	受診児数 (人)	165	144	132	158
	受診率 (%)	91.7	86.7	91.7	98.8
発達相談	延べ人数	71	76	63	66
健康相談	延べ人数	943	962	916	723

資料：生活福祉課

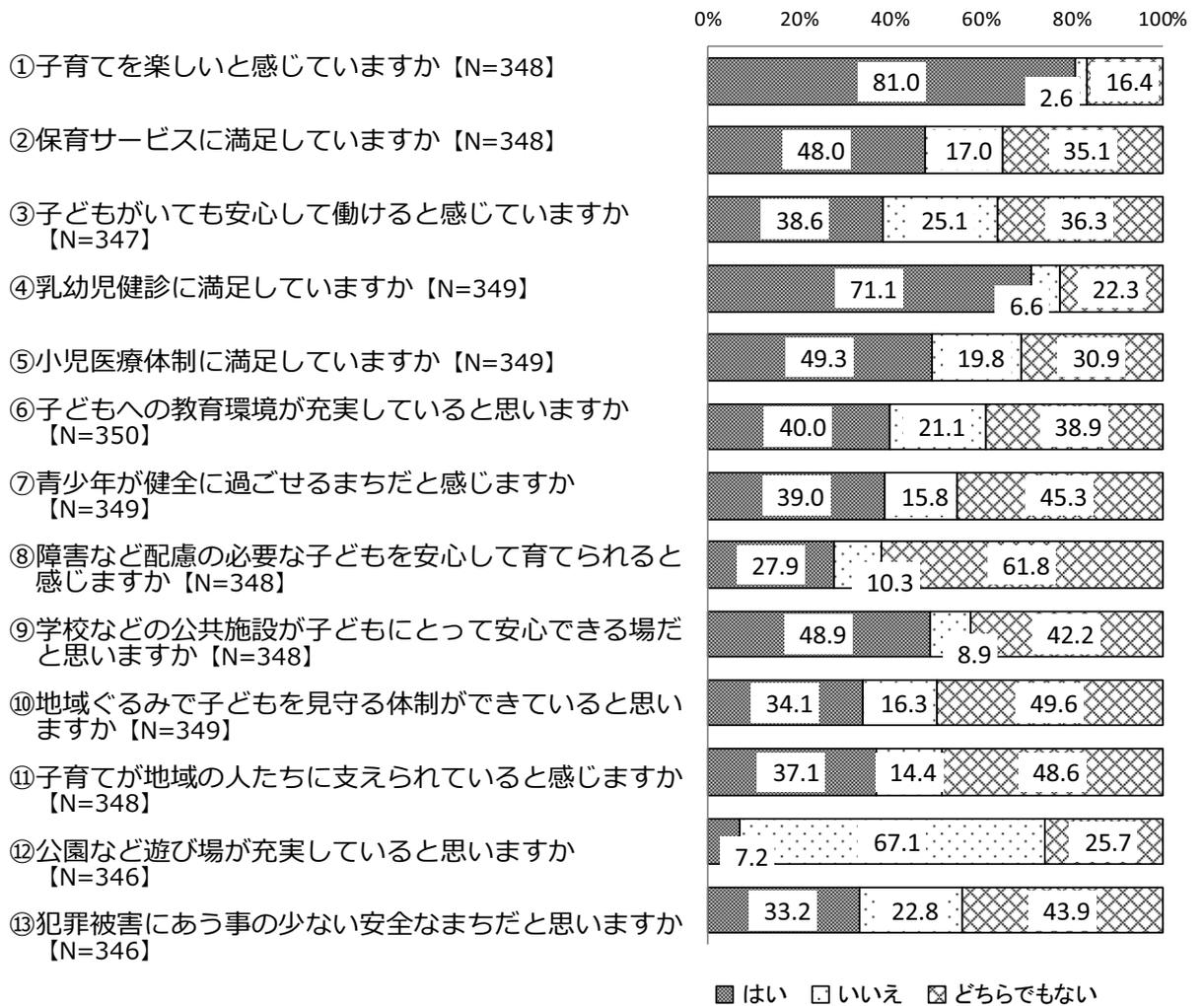
5. アンケート調査結果の概要

(1) 子育て支援全般について

① 子育てに関する各施策についての評価

「①子育てを楽しんでいる」と「④乳幼児健診に満足している」については「はい」と回答した人が70%以上で多くなっています。

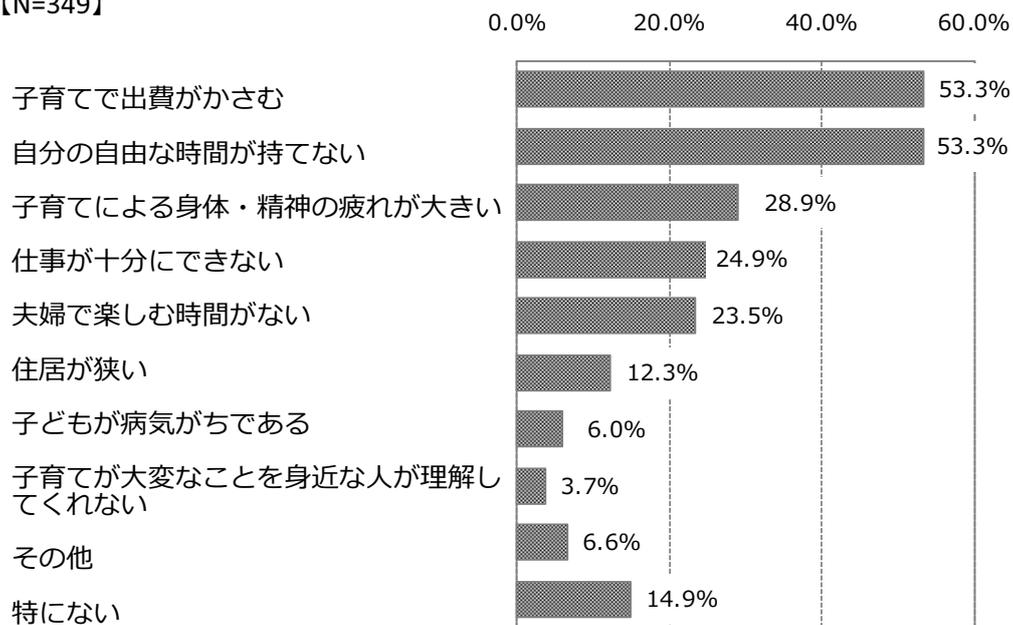
一方、「⑫公園など遊び場が充実している」については「いいえ」と回答した人が67.1%あり、13項目の中で最も多くなっています。



② どのようなことに不安感や負担感を感じるか

子育てに関して不安に思っていることや悩んでいることについては、「子育てで出費がかさむ」と「自分の自由な時間が持てない」が同率（53.3%）で最も多く、「子育てによる身体・精神の疲れが大きい」が28.9%、「仕事が十分にできない」が24.9%が続いています。一方、「特にない」は14.9%となっています。

【N=349】



(2) 教育・保育事業の利用について

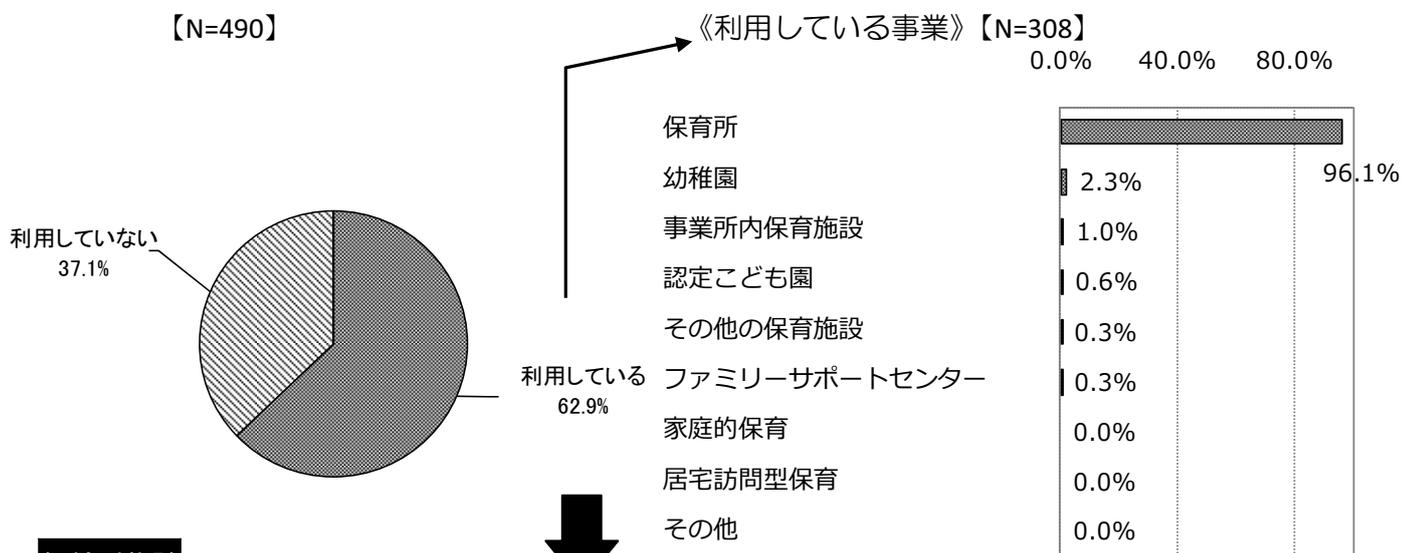
① 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

定期的な教育・保育事業の利用状況は、「利用している」が約6割に上っています。

年齢別にみると、「1歳」での利用は23.9%ですが、「2歳」で40.2%、「3歳」で50%を超え、「4歳」以上になると90%を超えて、ほとんどの子どもが事業を利用しています。

利用している教育・保育事業は、「保育所」が96.1%を占め最も多く、「幼稚園」は2.3%となっています。

年齢別にみると、「4歳」と「5歳」で「幼稚園」がそれぞれ4.1%（3人）、4.8%（3人）ありますが、いずれの年齢でもほとんど「保育所」を利用しています。



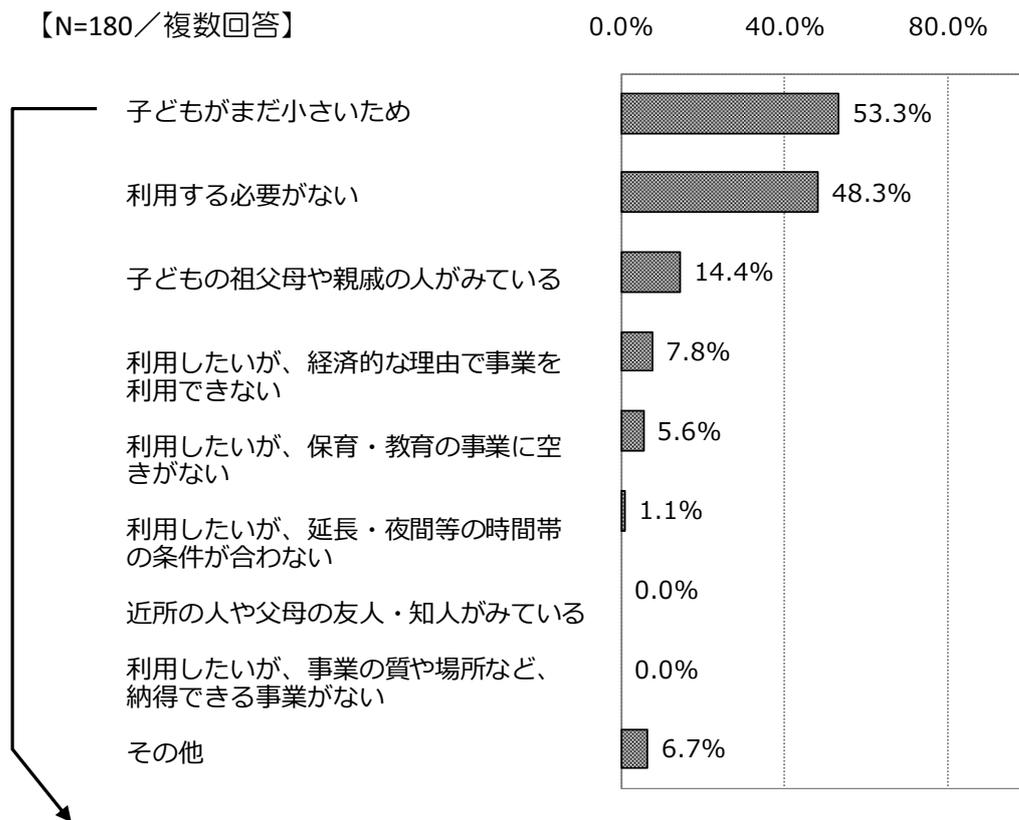
年齢別集計

	利用している	利用していない	N値
0歳	6.4%	93.6%	47
1歳	23.9%	76.1%	71
2歳	40.2%	59.8%	82
3歳	54.9%	45.1%	71
4歳	97.3%	2.7%	75
5歳	98.4%	1.6%	64

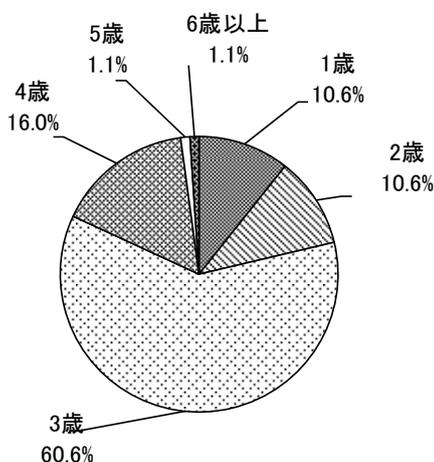
	保育所	幼稚園	事業所内保育施設	認定こども園	その他の保育施設	ファミリーサポートセンター	N値
0歳	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3
1歳	94.1%	0.0%	5.9%	0.0%	0.0%	0.0%	17
2歳	97.0%	0.0%	3.0%	0.0%	0.0%	0.0%	33
3歳	94.9%	0.0%	2.6%	0.0%	2.6%	0.0%	39
4歳	94.5%	4.1%	0.0%	1.4%	0.0%	0.0%	73
5歳	96.8%	4.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	63

② 定期的な教育・保育事業を利用していない人の理由

教育・保育事業を利用していない理由は、「子どもがまだ小さいため」が5割強で、子どもが「3歳」くらいになったら利用しようと考えている人が最も多く、約6割に上ります。次いで、「利用する必要がない」が約5割です。一方、定員に空きがない、経済的な理由など、利用したいができないという人はいずれも6%前後ですが、一定割合あることがわかります。



《平日の定期的な教育・保育を利用しようと考えている年齢》【N=94】

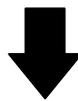
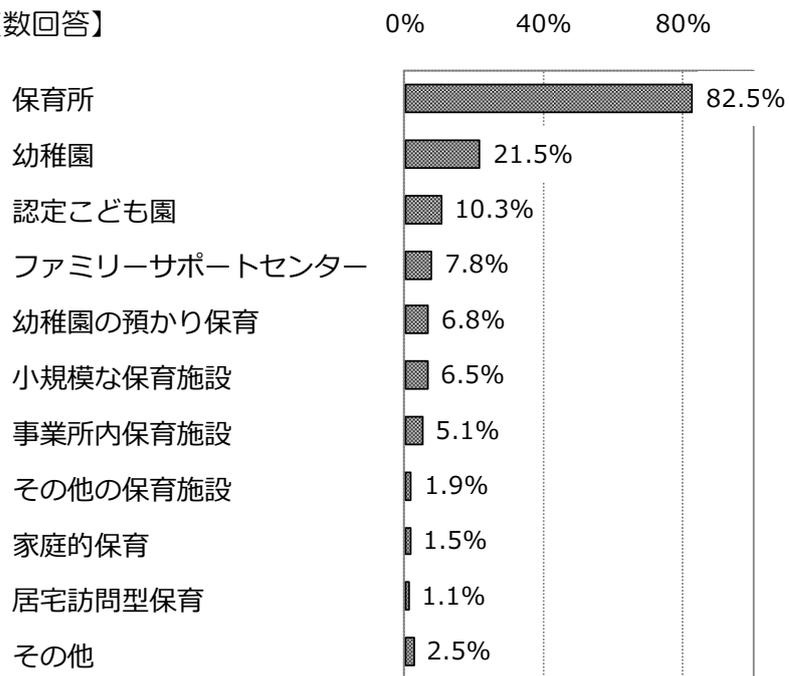


③ 平日の定期的な教育・保育事業の利用意向

平日に定期的にご利用したい教育・保育事業については、「保育所」が82.5%で突出して多くなっています。以下、「幼稚園」(21.5%)、「認定子ども園」(10.3%)、「ファミリーサポートセンター」(7.8%)と続いています。

母親の就労形態別にみると、いずれの就労形態でも「保育所」が最も多くなっています。一方、「フルタイム」では「認定子ども園」が13.5%、「無職」では「幼稚園」が24.4%あり、他の就労形態に比べて多くなっています。

【N=474／複数回答】



就労形態別集計

	保育所	幼稚園	認定子ども園	ファミリーサポートセンター	幼稚園の預かり保育	小規模な保育施設	事業所内保育施設	その他の保育施設	家庭的保育	居宅訪問型保育	その他	N値
フルタイム	78.1%	13.5%	13.5%	11.5%	12.5%	10.4%	5.2%	4.2%	4.2%	1.0%	3.1%	96
パート・アルバイト等	82.7%	21.2%	8.7%	8.7%	6.7%	4.8%	3.8%	1.0%	1.0%	1.0%	2.9%	104
無職	83.7%	24.4%	9.6%	6.3%	4.4%	5.9%	5.6%	1.5%	0.7%	1.1%	2.2%	270

(3) 地域子ども・子育て支援事業の利用について

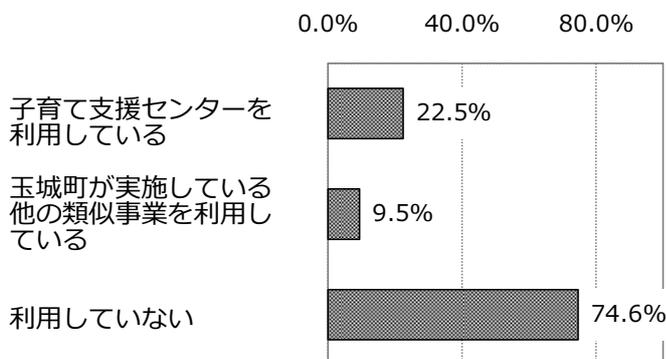
① 子育て支援センター

地域の子育て支援事業の利用状況は、「利用していない」が7割強を占めています。「子育て支援センターを利用している」は約2割となっています。

年齢別にみると、3歳以下では「子育て支援センターを利用している」が20%を超えており、特に「1歳」では46.3%と多くなっています。

現在、子育て支援センターを利用していない理由は、「保育所または幼稚園を利用しているため」が約6割を占めており、その他の理由は分散しています。

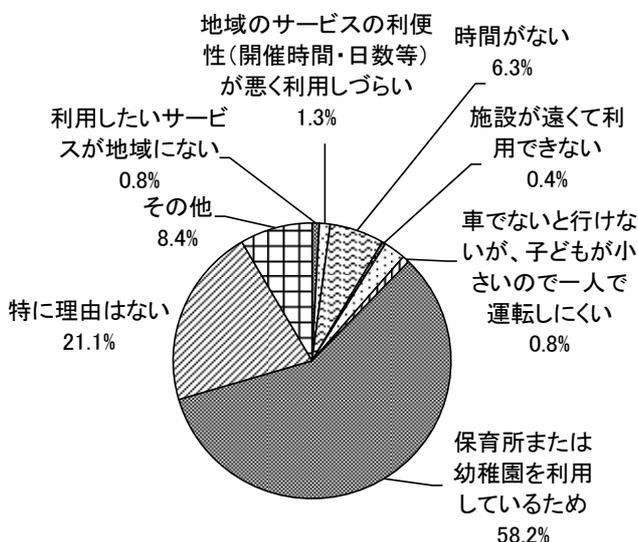
【N=347／複数回答】



年齢別集計

	子育て支援センターを利用している	玉城町が実施している他の類似事業を利用している	利用していない	N値
0歳	26.1%	10.9%	67.4%	46
1歳	46.3%	16.4%	49.3%	67
2歳	30.7%	16.0%	66.7%	75
3歳	20.8%	9.4%	75.5%	53
4歳	0.0%	0.0%	100.0%	34
5歳	0.0%	0.0%	100.0%	28
不明	2.3%	0.0%	97.7%	44

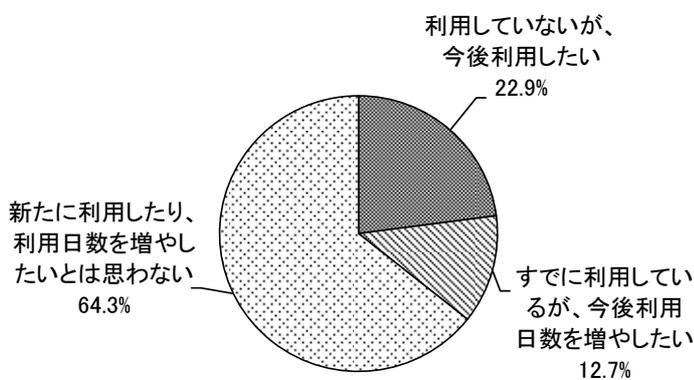
《子育て支援センターを利用していない理由》【N=237】



今後、地域子育て支援センターを利用したいかどうかについては、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が約6割を占めており、「利用していないが、今後利用したい」は約2割、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」は約1割となっています。

年齢別にみると、「0歳」では「利用していないが、今後利用したい」が約6割を占め、多くなっています。

【N=314】



年齢別集計

	今後利用したいが、利用していないが、増やしたい	すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい	新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない	N値
0歳	60.5%	20.9%	18.6%	43
1歳	26.2%	26.2%	47.5%	61
2歳	26.1%	13.0%	60.9%	69
3歳	15.6%	13.3%	71.1%	45
4歳	12.5%	0.0%	87.5%	32
5歳	0.0%	0.0%	100.0%	26

② 子どもが病気の際の対応

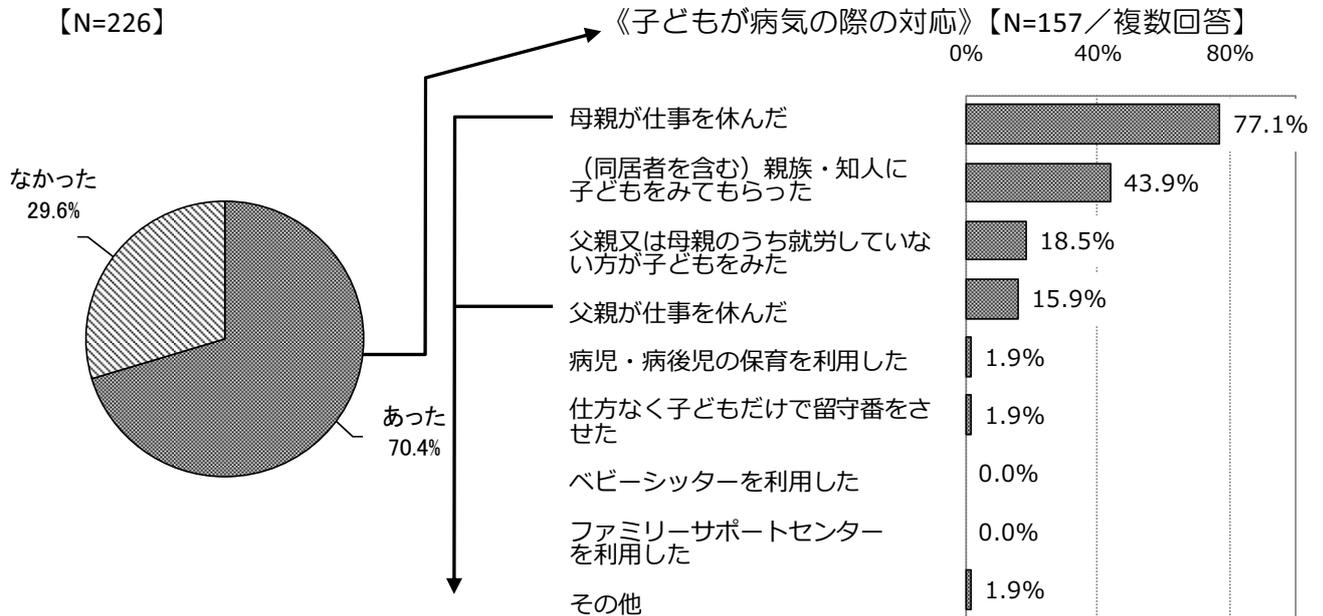
この1年間に、お子さんが病気やけがでいつも利用している教育・保育事業が利用できなかったことが「あった」人が全体の約7割に上ります。

その時の対処方法は、「母親が仕事を休んだ」が80%近くに上ります。その一方、「病児・病後児の保育を利用した」は少数でした。

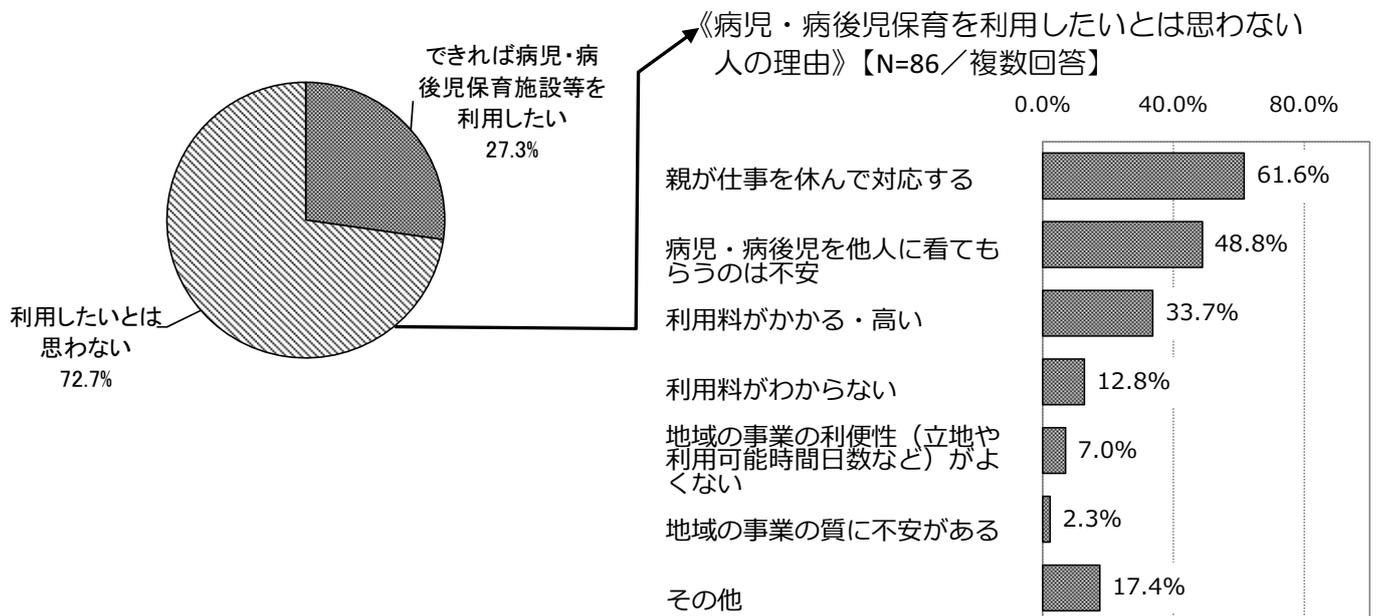
仕事を休んだ際に「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」人は約30%となっており、一定割合のニーズが認められます。

利用したいとは思わない理由は、「親が仕事を休んで対応する」や「病児・病後児を他人に看てもらうのは不安」、「利用料がかかる・高い」などが多くなっています。

【N=226】



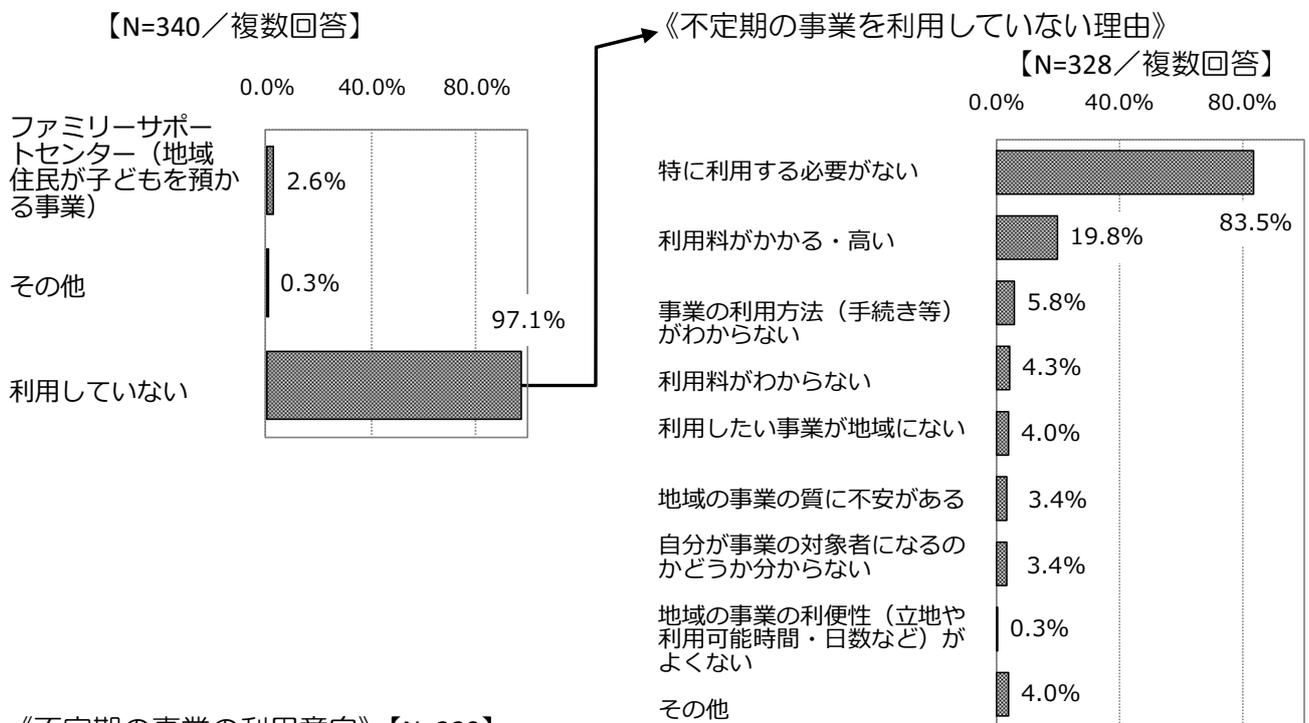
《仕事を休んだと回答した父親または母親の病児・病後児保育の利用希望》【N=121】



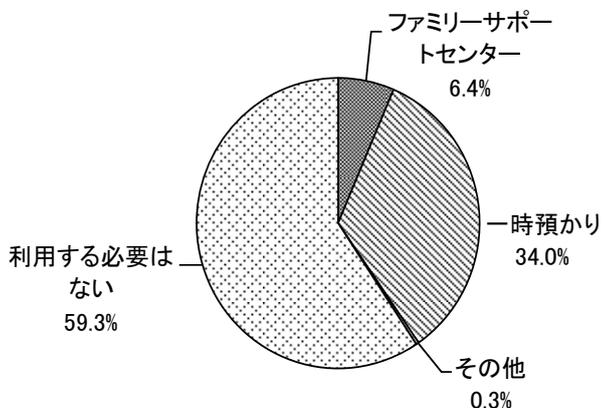
③ 一時預かりなど不定期の事業

私用、親の通院、不定期の就労等の目的で、不定期で利用している事業は、「ファミリーサポートセンター」が2.6%（9人）と少なく、「利用していない」が97.1%を占めています。

不定期で教育・保育事業を利用していない理由は、「特に利用する必要がない」が全体の80%以上に上ります。一方、「利用料」や「利便性」、「事業の質」、「事業が地域にない」などの内容や条件等の要因、及び「事業の利用方法」や「利用料」などがわからないなどの要因も一定割合に上ります。



《不定期の事業の利用意向》【N=329】

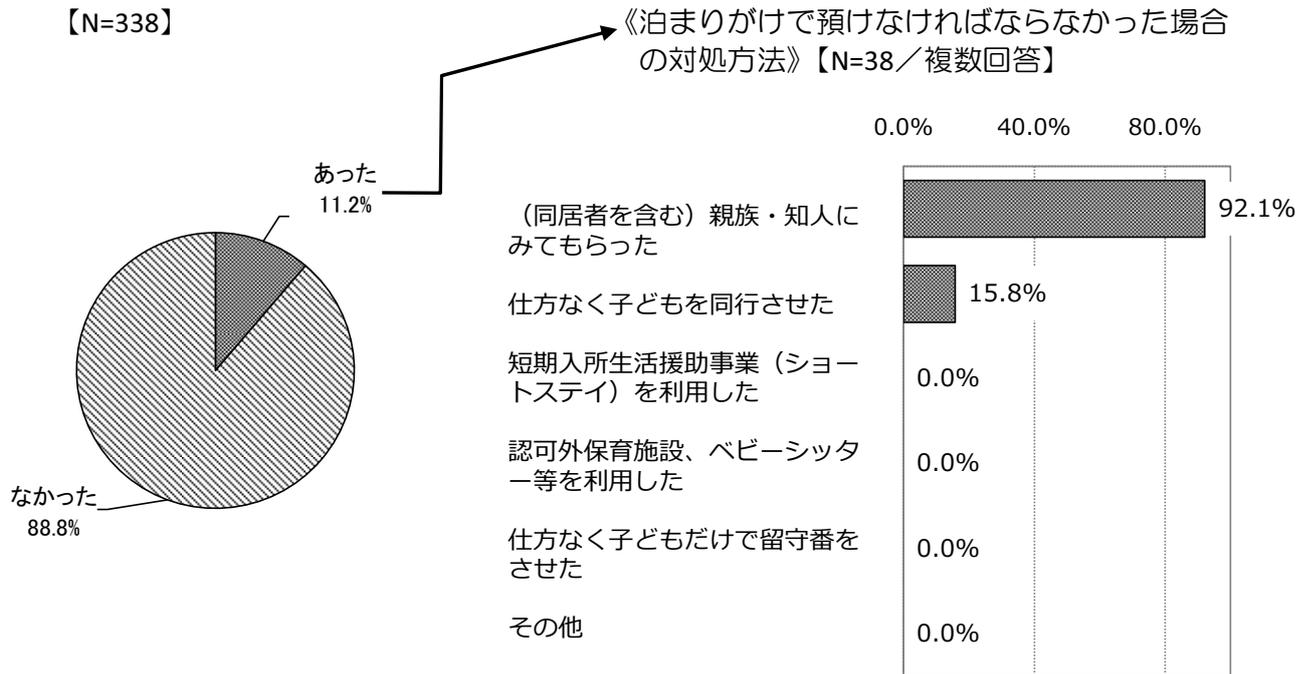


私用、親の通院、不定期の就労等の目的で利用したい事業は「一時預かり」が約3割で最も多く、「ファミリーサポートセンター」は6.4%となっています。一方、「利用する必要はない」人は約6割を占めます。

④ 泊まりがけで預けなければならなかったことの有無

この1年間に、保護者の用事でお子さんを泊まりがけで家族以外にみてもらわなければならないことが「あった」人は11.2%となっています。

その際の対処方法としては、「(同居者を含む) 親族・知人にみてもらった」が90%以上に上ります。一方、「仕方なく子どもを同行させた」人も15.8%いました。一方、「短期入所生活援助事業(ショートステイ)」や「認可外保育施設、ベビーシッター等」の利用者はありませんでした。



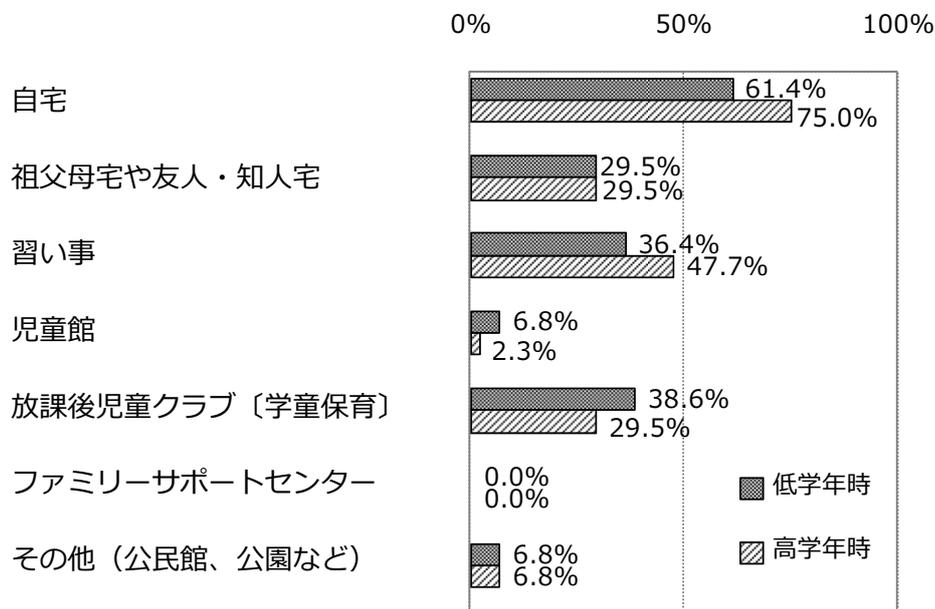
(4) 小学校就学後の放課後の過ごし方について

① 低学年時(1～3年生)と高学年時(4～6年生)に放課後を過ごさせたい場所

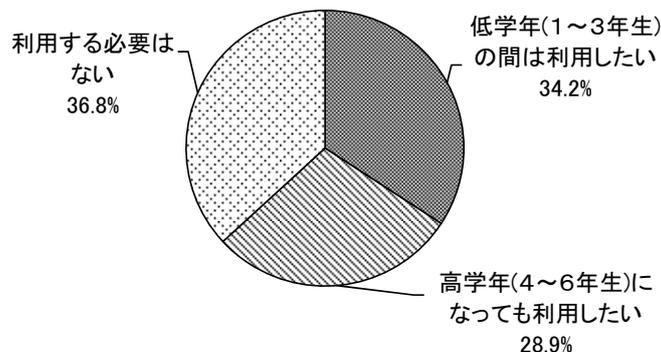
低学年時、高学年時ともに「自宅」が最も多く、次いで、低学年時では「放課後児童クラブ〔学童保育〕」と「習い事」が約4割、高学年時では「習い事」が約5割で続いています。「祖父母宅や友人・知人宅」はともに約3割となっています。また、高学年時では「放課後児童クラブ〔学童保育〕」は約3割あります。

長期の休暇期間中の放課後児童クラブの利用意向については、「低学年の間は利用したい」は34.2%、「高学年になっても利用したい」は28.9%となっています。

【就学前で5歳以上の子どもがいる方 N=44／複数回答】



《長期の休暇期間中の放課後児童クラブの利用意向》【N=38】



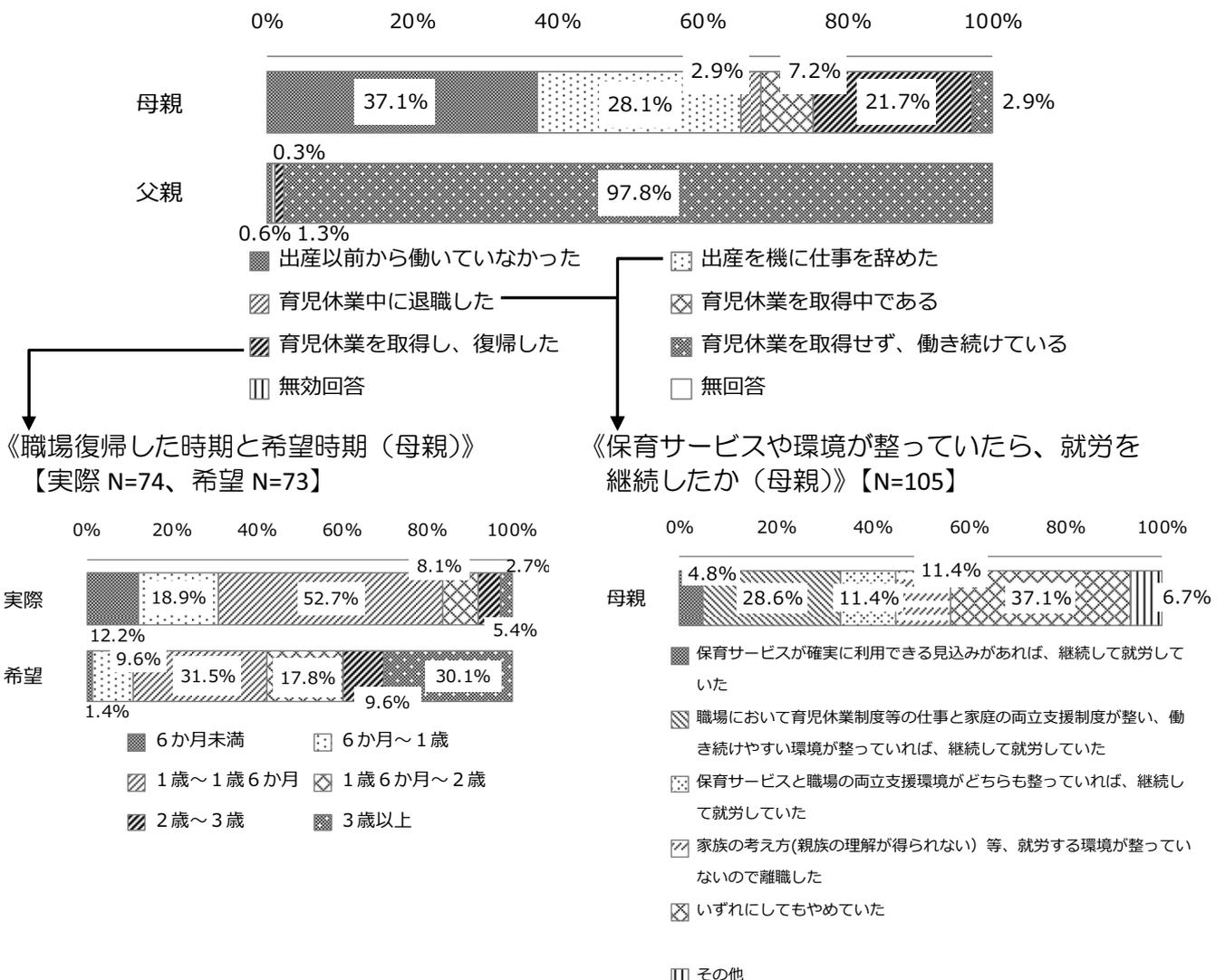
(5) 職場の両立支援制度について

① 育児休業の取得状況

育児休業を取得したかどうかについては、「母親」は「育児休業を取得中である」は7.2%、「育児休業を取得し、復帰した」は21.7%となっており、育児休業取得者は合わせて28.9%となっています。また、「出産以前から働いていなかった」が37.1%で最も多く、「出産を機に仕事を辞めた」が28.1%で続いています。「父親」は「育児休業を取得せず、働き続けている」が97.8%を占めており、「育児休業を取得し、復帰した」人は僅かに1.3%となっています。

仕事を辞めた母親に、仕事と家庭の両立を支援する保育サービスや環境が整っていたら、就労を継続したかどうかを聞いたところ、「いずれにしてもやめていた」が最も多くなっています。また、職場復帰した母親が、実際に復帰したタイミングは、子どもが「6か月～1歳」と「1歳～1歳6か月」で70%以上を占めますが、希望では、「3歳以上」も約30%に上ります。

【母親 N=345、父親 N=314】

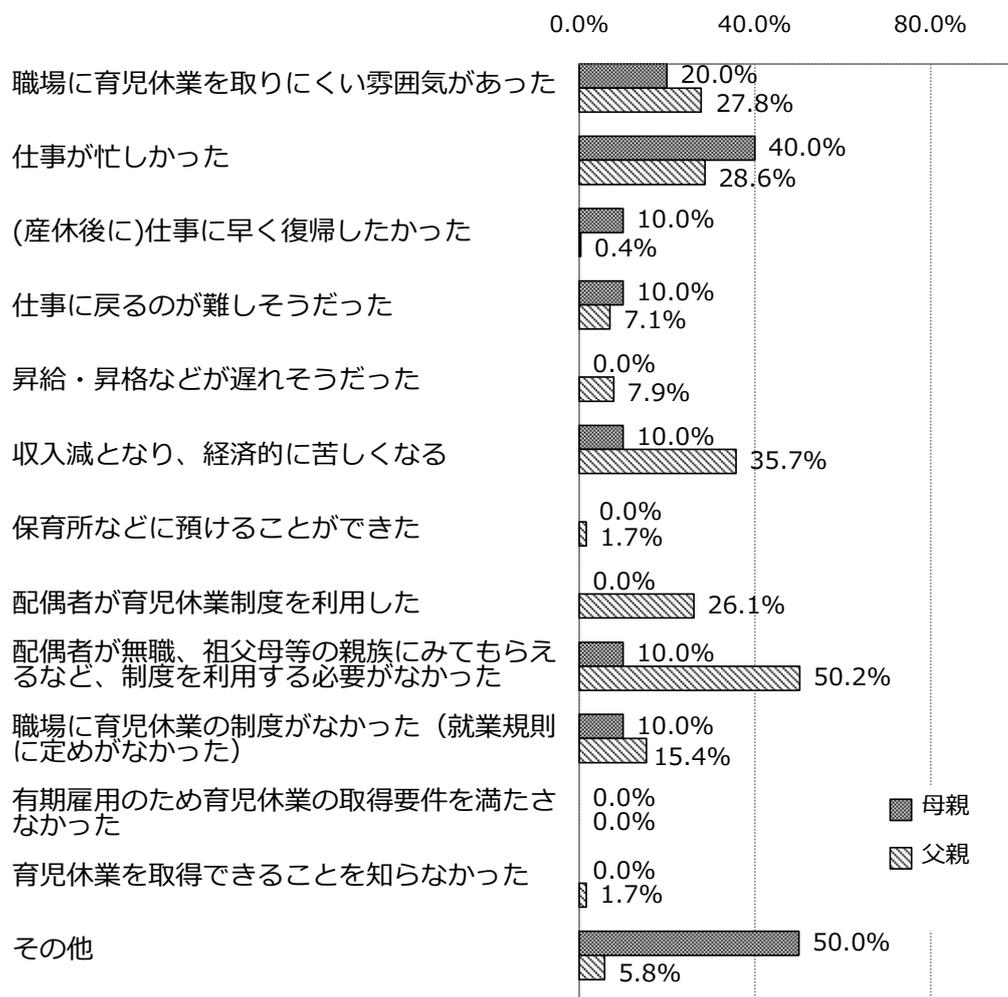


② 育児休業を取らずに働き続けている理由

育児休業を取らずに働き続けている理由は、「母親」では「仕事が忙しかった」、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」などがあげられています。

「父親」では「制度を利用する必要がなかった」が50.2%で最も多く、次いで、「収入減となり、経済的に苦しくなる」(35.7%)、「仕事が忙しかった」(28.6%)などが続いています。一方、「育児休業を取得できることを知らなかった」と答えた父親は1.7%でした。

【母親 N=10、父親 N=241】



第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

子どもは、社会の希望であり、玉城町の未来をつくる力となります。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、地域社会にとって重要な課題です。

次代を担う子どもたちの権利と利益が最大限に尊重され、子どもたちが健やかに生まれ育つまち、誰もが安心して喜びと生きがいを持って子育てができるまちの実現をめざし、子ども・子育て支援法及び子ども・子育て支援法に基づく基本指針を踏まえて、以下のように基本理念を設定します。

安心して子どもを

産み育てられるまち たまき



2. 計画策定の視点

① 子どもの視点に立ち、一人ひとりの子どもの人権を尊重する視点

子ども・子育て支援に関する施策については、児童の権利に関する条約や児童憲章にもうたわれているように、一人ひとりの子どもの権利を最大限に尊重し、健やかな育ちを等しく保障することが重要です。

将来の社会を築き、支えていく重要な担い手である子どもたちが、社会の一員として尊重され、自己実現を図ることができるよう、大人の視点だけで考えるのではなく、子どもの視点に立ち、「子どもの最善の利益」が実現されるよう、すべての子どもの心身の健やかな育ちを温かく見守り支援します。

② 子どもの健やかな成長と子育て家庭を支援する視点

家庭は子どもが最も安らげ、かつ子どもの健やかな育ちにとって最も重要な場所であることから、家庭における子育て力の向上が必要です。

保護者の子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげ、安心して子どもを産み育てることができるよう、施策の充実を図り、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう、親としての成長を支援します。

③ 社会全体で、子どもと子育てを支援する視点

子どもと保護者がともに成長し、子育てを通して喜びや幸せを得られる環境づくりを進めるためには、地域社会のあらゆる分野の協力が必要となります。このため、町民、教育・保育関係者、企業・団体、行政が「子ども・子育て支援」の重要性に対する関心と理解を深め、それぞれの役割を果たしながら、連携・協力し、子どもと子育てを支援します。

3. 計画の基本目標

本計画では、基本理念「安心して子どもを産み育てられるまち たまき」を実現するために、次の4つを基本目標として設定します。

1. 子どもの健やかな育ちを支える環境づくり

子どもたちが個性と可能性を最大限に発揮でき、元気で自由に生き生きと学び遊ぶことのできる環境づくりのため、地域の互助による多様な子育て支援の充実を図ります。

また、地域ぐるみで子どもと子育て家庭を見守り、支援し、正しい情報を提供できる体制・ネットワークづくりを進めます。

基本施策

- (1) 幼児期の教育・保育の総合的な提供
- (2) 児童の放課後の過ごし方への支援
- (3) 地域における多様な子育て支援の充実

2. すべての子どもが健やかに成長するまちづくり

次代を担う子どもはかけがえのない存在であり、子どもたちが、性別や障がいなどによって差別やいじめを受けることなく、個人として尊重されるよう、家庭・学校・地域が連携した子どもの健全育成のための環境づくりを促進します。

また、少子化の傾向がみられる中、子育て家庭における経済的、心理的な負担を少なくし、子どもを産み、育てる喜びを享受できる環境づくりのための支援を進めます。

基本施策

- (1) 子どもの人権擁護の推進
- (2) 要支援児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

3. 子どもの成長と親としての成長を支えあう環境づくり

子育ては、子どものいる家庭だけでなく、家庭、学校、保育所、地域などが一体となって取り組むことが重要であり、「皆で子どもを見守る・育てる」という地域の中での雰囲気づくり・体制づくりをめざします。

基本施策

- (1)子育ての相談・支援体制の充実
- (2)地域や家庭の教育力の向上

4. 安心して子どもを産み育てられる環境づくり

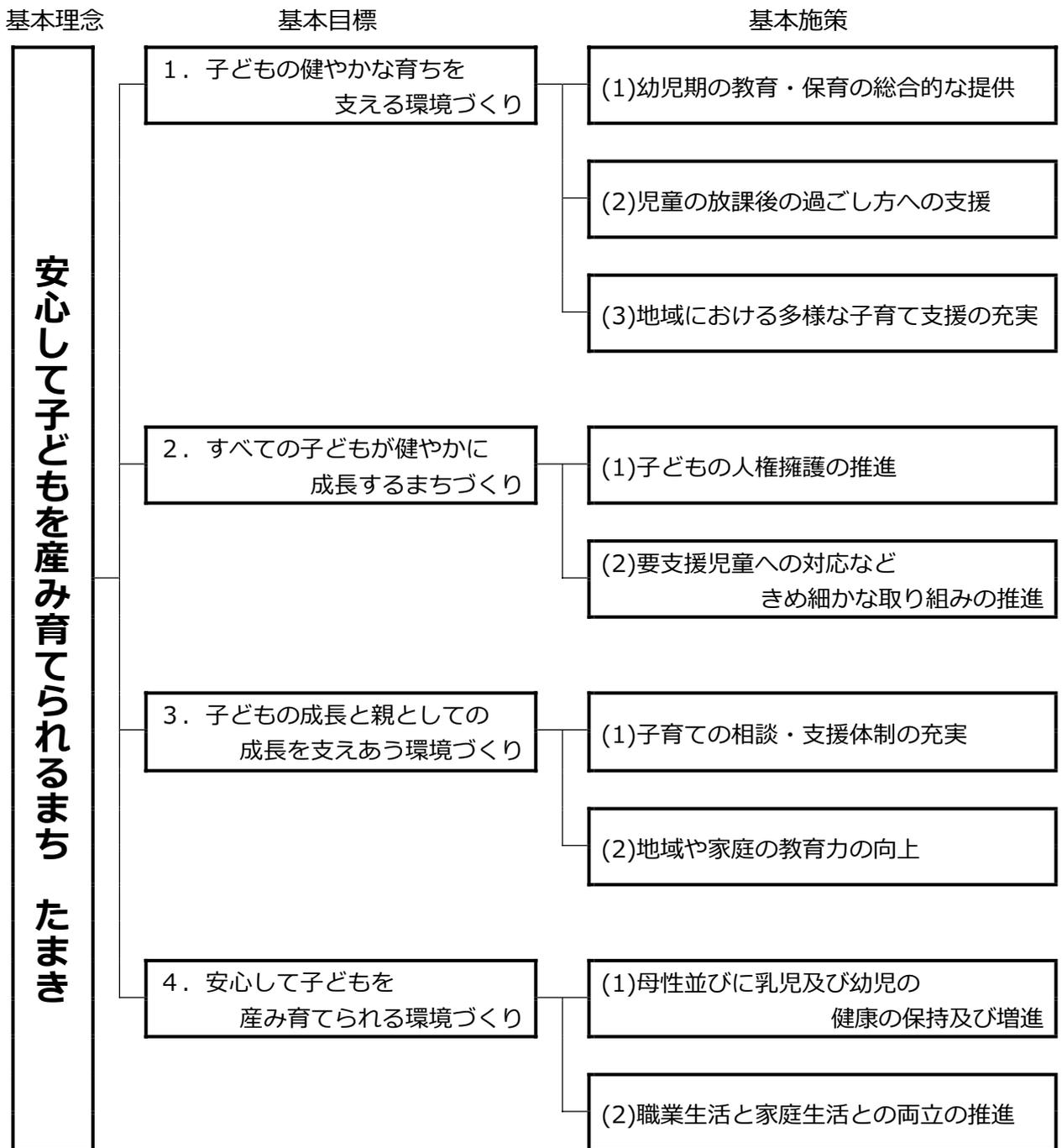
子育て支援センターなどと連携しながら、継続した母子保健サービスを提供することで途切れのない子育て支援を実施するとともに、いざという時にも安心できる体制づくりを、近隣市町との連携のもと進めます。

男女がともに子育てにかかわることができ、心豊かなゆとりある生活を送れるよう、働き方を見直し、父親の家事・育児参加を促すと同時に、子育て家庭に対する配慮がなされ、あらゆる人が仕事と家庭生活の両立が可能になる取り組みを進めます。

基本施策

- (1)母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進
- (2)職業生活と家庭生活との両立の推進

4. 施策の体系



第4章 目標実現のための施策

1. 子どもの健やかな育ちを支える環境づくり

1-1 幼児期の教育・保育の総合的な提供

(現状と課題)

保護者が就業のため子どもの養育を十分にする時間がない時に、保育所を利用することができますが、アンケート調査によると教育・保育事業の利用は62.9%となっており、子どもの年齢が5歳では98.4%と高くなっています。一方で休日保育、延長保育、一時預かり保育、病児・病後児保育などへのニーズは今のところあまり高くはなっておらず、家庭において対応している傾向が強くなっています。

このような中で、今の保育サービスに不満を持っている保護者の割合は17.0%となっています。今後は、それら保育サービスへの不満の解消に努めるとともに、潜在的なニーズを把握し、町広報やインターネットを通じ制度を周知することによって、利用の促進を図っていく必要があります。また、通常保育サービスの提供に加え、一時預かり保育や病児・病後児保育などの潜在的なニーズに対して、特別保育サービスをきめ細かに実施できる体制の整備が必要です。

県内では幼児期の教育・保育を総合的に提供できる制度として認定こども園[※]の設置がはじまっていますが、本町においても今後導入を進めていきます。

①保育サービスの充実

施策1

- 保育内容や保育環境の充実に努めながら、通常保育事業を継続して実施し、保育所入所待機児童ゼロを維持します。また、適正な保育料金や職員等の配置に関する多様な保育ニーズについて検討を行います。さらに、子ども・子育て支援新制度のもと、保護者のニーズに柔軟に対応できるよう、既存保育所の認定こども園[※]制度への移行を検討していきます。

施策 2 ● 各保育所で実施している延長保育については、女性の社会進出増加に伴う保育ニーズの多様化に対応できるよう態勢の充実を図るとともに、ファミリーサポートセンターなどとの連携を図ります。

施策 3 ● 現状における休日保育ニーズは少ないものの、状況に応じて実施を検討していきます。

施策 4 ● 急な用事や短期のパートタイム就労など、子育て家庭の様々なニーズにあわせて子どもを預かる一時預かり事業を充実させるとともに、ファミリーサポートセンターの利用促進を図ります。

② 就学前教育の充実

施策 5 ● 就学前の子どもに関する教育・保育や地域における子育て支援を総合的に提供する機能を備えた「認定子ども園」の整備を推進し、多様化する教育ニーズに対応していきます。

1 - 2 児童の放課後の過ごし方への支援

(現状と課題)

子どもが放課後に事件や事故に遭わないよう安全で安心して過ごせることは、子どもだけでなく保護者や地域にとっても重要なことです。

町内の児童館や放課後児童クラブでは子どもが放課後の時間を安心して有意義に過ごせるよう、読み聞かせなど様々なメニューを実施して活用を図っています。アンケート調査によると、放課後児童クラブの今後の利用希望は、就学前の子どもを持つ家庭で 60%を超えて高く、指導員の資質向上やボランティアの養成などを進め、事業内容を充実する必要があります。

① 放課後児童の健全育成

施策 6

- 児童館で実施している放課後児童クラブについて、希望者の増加に対応できるよう、高学年の受け入れや施設の整備を進めるとともに、指導員の資質向上などを進め、受け入れ態勢を強化します。また、保護者への情報の伝達や利用時間等も検討します。

施策 7

- 子どもの情操教育にとって有効な読書とのかかわりを促進するため、絵本の読み聞かせ等（はなはなおはなし会、おはなしキャラバン等）、地域ボランティアの協力で実施している子どもを対象とした行事や文化活動、親子を対象とした行事等について事業内容の充実に努めます。

施策 8

- 放課後子ども総合プランの事業などにより、休日などに地域との協働の場づくりを進めるとともに、活動の充実を図り子どもの居場所を提供します。

1 - 3 地域における多様な子育て支援の充実

(現状と課題)

安心とゆとりを持って子育てができるよう、悩みの相談や子どもを預かったりするなど、様々なサービスを提供するファミリーサポートセンターの役割は大きく重要です。

ファミリーサポートセンターを利用する会員の登録は年々増加していますが、アンケート調査によると小学校児童の保護者は83.5%が利用していません。今後、保護者のニーズを把握しながら、より利用しやすいよう内容の充実を図るとともに、ファミリーサポートセンターの取り組みの周知を図っていく必要があります。

また、アンケート調査によると、子どもが病気になった時の病児・病後児保育や、小児医療体制の整備を求めるニーズもあり、近隣市町や医療機関と連携しながら、病児・病後児保育施設の整備や医療体制の充実を進める必要があります。

地域における子育て支援の活動は相談支援など様々な形で行われていますが、これらをつなげたネットワークを形成することにより、互いに情報を共有し連携を深めることが必要です。こうした中で、地域住民が子育て家庭への理解を深め、協力・支援していくことが求められます。

① 子育て支援サービスの充実

- 施策 9 ● 幅広い世代に向けファミリーサポートセンターの普及・啓発に努め、「援助を行いたい方（提供会員）」の拡大を図り、育児支援の充実を図ります。また、利用希望状況を的確に把握し、広域的な事業連携もあわせ検討します。
- 施策 10 ● 伊勢市の病児保育事業との連携とあわせて、今後、町内でのサービスを希望する利用者のニーズも検討し、町内医療機関と連携した取り組みの推進を図ります。
- 施策 11 ● 町民が主体となって運営する、子育てサロンや子育てサークルに対しての支援を行い、今後も利用者のニーズの把握に努めます。さらに、親子が気軽に参加できる事業や子育て講座などの開催に努め、家庭の子育て力の向上を図ります。

施策 12

- 保健福祉会館で実施している子育て中の親に対する不安、悩みについての電話相談及び家庭訪問等を継続的に実施します。また、保健師の母子保健活動との連携を取りつつ、スタッフの意識向上を図りながら取り組み内容の充実に努めます。

② 子育て支援ネットワークの確立**施策 13**

- 個々に行われている子育て支援の活動を、一つのつながりを持ったネットワークとして形成し、情報交換を行いながら体制強化に努めます。
- NP（ノーバディーズ・パーフェクト）※事業を通して、親どうしのつながり、支えあいを継続して進めていきます。
- ファミリーサポートセンター等と連携し、地域における子育て支援の担い手を把握するとともに、それらの担い手が地域において効果的な取り組みを展開できるよう、意識啓発に取り組みます。

施策 14

- 「子育て便利帳」「たまパパ Note」を配付し、活用できる子育て資源や子育てのヒント、記録などの利用促進を図ります。

2. すべての子どもが健やかに成長するまちづくり

2-1 子どもの人権擁護の推進

(現状と課題)

子どもの権利条約においては、子どもの生きる権利や教育を受ける権利などが保障されています。虐待は子どもの権利を大きく侵害するものであり、これらの発生を防止しなければなりません。虐待の発生件数は全国的にも増加する傾向にあり、発生の防止と虐待を受けた子どものアフターケアが重要です。「こども家庭支援ネットワーク会議」において各関係機関等が連携して情報の共有化を図り、保護の必要な児童や家庭の早期発見・早期対応に結び付けていくことが必要です。

虐待を受けた子どもだけでなく、保護者や家庭環境などを含めた包括的な相談支援体制を整え、児童相談所などの専門機関の助言を得ながら適切に対応していく必要があります。

① 児童虐待の防止

- 施策 15
- 子育て総合支援室を相談拠点としつつ、「こども家庭支援ネットワーク会議」を中心に家庭や学校、地域など社会全般にわたり、児童虐待問題に対する深い関心と理解が得られるよう、地域住民や関係機関との連携強化を図り、地域全体で児童虐待などの未然防止と早期発見、早期対応を行います。
- 施策 16
- 児童虐待の発生予防を含めた支援体制を強化するため、赤ちゃん訪問実施時におけるチェックを継続し、育児に不安を持つ母親が気軽に相談できる体制の充実に努めるとともに、子育て支援の様々な事業に参加しない親等への支援方法を検討します。
- 施策 17
- いじめや、虐待等に遭った子どもへの心のケアを充実させるため、児童相談所、民生委員・児童委員、スクールカウンセラー、教育委員会の教育相談員、「こども家庭支援ネットワーク会議」等が連携し、カウンセリングを実施します。
- 施策 18
- 児童相談所等の関係機関との連携を図りながら、被害に遭った子どもやその親に対する相談や助言など、きめ細やかな支援を行います。

2-2 要支援児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

(現状と課題)

心身に障がいがあるため支援を必要とする子どもには、保健医療、福祉、教育の面で一体的な支援が欠かせません。また、保護者の身体的、精神的な負担なども大きいので、関係機関が連携を深め、ネットワークを確立してきめ細かに支援していくことが重要です。

保護者の負担を軽減するため、保育所などへの障がい児の受け入れを拡大していくことも必要です。

ひとり親家庭では、就労できる機会が少なく経済的な負担が大きくなっています。子どもの貧困問題に発展しないように医療費や教育費などの経済的負担を軽減する様々な支援を行い、地域で温かく見守れる環境づくりのために、啓発などを充実する必要があります。

① 支援を要する子どもへの取り組み

- 施策 19 ● 妊婦、乳幼児の健診の充実を図るとともに、ライフステージを通じた支援体制の強化と、職員の専門性を高めます。
- 施策 20 ● 「ぴよんぴよん教室[※]」等を通して、発達を促していくための支援を行います。また、子育て総合支援室を中心に、保育所、小・中学校、その他関係機関のネットワークをさらに深め、障がい児の自立や社会参加に向けた支援を行います。
- 施策 21 ● 加配保育士の配置、放課後児童クラブでの障がい児受け入れを継続し、内容の充実と受け入れ体制の強化を図ります。

② ひとり親家庭への支援

- 施策 22 ● ひとり親家庭に対して子育てや仕事などの悩みについての相談指導や情報提供を行うなど、安心して子育てできる生活支援策を講じます。
- 施策 23 ● 地域の中で、ひとり親家庭が差別や偏見の目でみられることのないように、理解の普及を図り、互いに助け合い支えあえることができるような地域づくりをめざします。

3. 子どもの成長と親としての成長を支えあう環境づくり

3-1 子育ての相談・支援体制の充実

(現状と課題)

子育てをする中で子どもの成長にかかわれることは大きな喜びであり、アンケート調査によると就学前児童の保護者の71.6%が子育てを楽しんでいると感じています。また同時に不安や悩みなども生じます。保護者の悩みなどへの相談支援については妊娠の届け出があった時から、出産後の乳幼児の健康診断の時期まで、様々な機会を通じて相談に対応し支援しています。相談の場や機関などを知らない保護者や情報を得る手段を持たない保護者もあることから、町の広報誌やインターネットを活用してさらにきめ細かな情報提供による支援が必要です。

また、相談支援にあたる関係者の専門性を高める研修の充実など相談支援体制の整備充実が必要です。

① 子育ての相談・支援体制の充実

施策 24

- 乳幼児健診等の場や子育て総合支援室との連携を通じて、乳幼児を対象とした健康相談を実施するとともに、赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業）において支援が必要と思われる家庭への相談体制の充実を図ります。また、各種子育て支援事業に参加しない親等への支援方法を検討します。さらに、相談支援にあたる関係者の専門性を高める研修の充実を図り、相談支援体制の整備充実に努めます。

施策 25

- 妊婦に対する教育や相談の場を身近な地域で提供し、母子の健康の保持増進を図るとともに、出産後の仲間づくりにもつながるように、パパママ教室などを実施し、つながりを深める契機とします。また、引き続き、参加チケットの配布などにより参加を促します。

施策 26

- 子育てをしている保護者への活動場所の提供や定期的な情報発信、PR等の支援を図り、子育て総合支援室や教育相談員など相談体制の充実を図ります。

3-2 地域や家庭の教育力の向上

(現状と課題)

子育てでは先ず家庭において基本的な躰が行われることが望まれている一方で、核家族化や地域の中でのつながりの希薄化が進み、地域や家庭の教育力が弱くなってきているといわれています。

子育ての家庭が地域から孤立することがないように、地域住民が温かい目で見守ることができ環境づくりが求められます。民生委員・児童委員やボランティアなどが学校や保育所、保健福祉会館、公民館などの施設を活用することにより、子育て家庭と交流できる機会や場を提供し、お互いの理解を深めていくことが必要です。

地域におけるイベントなどでは子どもが主体的に参加できるようにし、子どもが異世代の人とふれあい、コミュニケーション能力を高めることにより、社会性を身に付けていくことのできる体験学習などの対策が重要です。

① 地域の教育力の向上

- 施策 27 ● 引き続き地域に学校施設を開放することにより、子どもと地域住民とのふれあいの場をつくれます。また、総合型地域スポーツクラブ「たまスポ」を継続実施し、子どもから高齢者までスポーツ活動を通して交流を図ります。
- 施策 28 ● スポーツに親しむことで、子どもたちの主体性や創造性を育み、心身の健康の保持増進を図るため、スポーツ少年団など様々な取り組みをさらに支援します。また、指導者の研修会を実施し育成に努めます。
- 施策 29 ● 子どもたちが基本的人権や同和問題など、様々な人権問題について正しい理解や認識を深め、人を思いやり、豊かな人間関係を築いていくことができるよう、民生委員・児童委員、地域ボランティア、青少年を育てる会、関係各課等で組織した「こども支援ネットワーク」の連携を強化し、講演会や研修会を継続して実施します。

② 親の学びへの支援

施策 30

- すべての教育の出発点である家庭の教育力の向上をめざし、引き続き保護者のニーズを捉えた子育てに関する学習会や講演会、研修会等を実施するとともに、啓発活動を充実し、事業への参加者拡大を図ります。

施策 31

- 親の役割や大切さに関する教育を充実するため、NP（ノーバディーズ・パーフェクト）※講座や、家庭教育講演会を引き続き実施するとともに、内容の充実に努め、参加者の拡大を図ります。

4. 安心して子どもを産み育てられる環境づくり

4-1 母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進

(現状と課題)

子どもと母親が心身ともに健康で過ごせることは、家庭や地域社会にとって極めて大きな意義があり、すべての施策の原点ともいえるものです。本町では健康に関する情報提供、相談事業、各種健診等を幅広く推進しています。

子どもと母親の健康状態などの把握のために、赤ちゃん訪問は大きな役割を果たします。訪問や受診率は100%近くになっていますが、訪問拒否などがあるため生活や健康状態が把握できない世帯があります。虐待や貧困などに関連する問題の早期発見につなげるためにも状況の把握をより徹底するとともに、さらに訪問頻度や受診率を上げる必要があります。

また、健康面では朝食をとらない子どもの数も少なくない状況にあり、食育の重要性が指摘されています。地域の食材を活用したメニューで食の必要性和魅力の啓発を進める必要があります。

① 母親と子どもの健康の確保

- 施策 32 ● 教育委員会、子育て総合支援室などとの連携により、保健、福祉、医療、教育等の各分野の連携による、母子保健施策の効率的かつ効果的な推進を図ります。
- 施策 33 ● 子育て総合支援室を拠点にし、親子の交流の場の確保を図るとともに、参加者のニーズに対応できるよう内容の充実をめめます。また育児や健康管理に関する情報提供の充実を図るため、よりわかりやすい提供方法と利活用を検討します。
- 施策 34 ● 引き続き事業の推進に対応できる保健師、栄養士等必要な人材の確保に努め、継続的に母子保健事業の推進を図ります。
- 施策 35 ● 「健やか親子 21（第2次）」（平成 27～36 年度）の趣旨を取り入れ、母子保健事業の見直しを検討します。

- 施策 36
- 赤ちゃん訪問、乳幼児訪問指導、各種健康診査の継続と内容の充実を図りながら、疾病や障がいの早期発見、早期対応に努めます。また、健康診査等を活用し、保健指導や子育てなどに関する相談支援を行います。さらに、未受診者を把握し、受診勧奨を進めることで、受診率の向上をめざします。

- 施策 37
- 訪問指導、健康相談等の際に子どもの事故防止のための啓発に努めるとともに、事故予防のための知識の普及を図ります。

② 小児への医療体制の充実

- 施策 38
- 県の補助制度を基本とし、他市町における状況を踏まえて、乳幼児への医療費助成を継続します。

- 施策 39
- 近隣の市町との連携を含め、平日の夜間及び休日・祝日の昼・夜間において診察可能な病院を紹介する、救急医療情報センターの周知に努めます。また、かかりつけ医の普及に向けた積極的な周知を図ります。

③ 食育の推進

- 施策 40
- 離乳食・幼児食教室における乳幼児期の子どもに対する知識の普及を継続します。また、家族に対しては早い時期から食に関する学習機会を設け、情報の提供を行います。さらに、子ども自身が「食」についての理解を深め、給食食材における地産地消を進めます。

- 施策 41
- 食べ物の大切さについての学習内容を充実するため、食事と病気の関係や食品の栄養素、食生活・食文化等について学ぶ食の教育を推進します。また、保育所においても、生産体験や子ども参加型のクッキング遊びの実施等、食への関心と感謝の念の醸成を図ります。

- 施策 42
- 妊産婦を対象とした食に関する情報の提供については、効果的な推進方策も含め、事業のあり方を検討します。

4-2 職業生活と家庭生活との両立の推進

(現状と課題)

保護者が働きながら子育てをしていくためには、ワーク・ライフ・バランス（職業生活と家庭生活の両立）を確保するための社会的な支援が不可欠であり、国においても女性の社会進出を進めるための各種取り組みを積極的に推進しているところです。

アンケート調査によると就学前の児童を持つ保護者で、父親が働いているのは 93.7%、母親が働いているのは 62.4%と多くなっており、今後も増えることが予想されます。また、働いていない母親の就労希望は 88.4%に達しています。

保護者が働きながら子育てできるワーク・ライフ・バランスの環境を整備するためには、企業等における育児休業制度の周知充実が必要であり、職場における上司や同僚の理解が欠かせません。労働関係機関等と連携を深め、企業や従業者に対する啓発を進める必要があります。

職業生活と家庭生活を両立させるためには母親と父親がお互いに協力して子育てに参加することも重要です。パパママ教室などを開催してそれぞれの参加を勧めていますが、父親が子育ての楽しさを実感できる事業の開催など啓発を充実し、ともに子育てにかかわれる環境づくりが必要です。

① 夫婦間の多様な働き方の見直し

施策 43

- 地元企業や関係機関・団体等と連携し、地域の実情や特性などを踏まえたワーク・ライフ・バランスの取り組みなどを検討し、男女がともに働きやすい職場環境の実現に向けた理解の普及に取り組みます。

施策 44

- 育児休業制度の利用促進やフレックスタイム制の導入、労働時間の短縮など、就業者が子育てしやすい雇用・就労環境づくりを進めるため、事業主や企業等への啓発に努めるとともに協力を働きかけます。

② 仕事と子育ての両立の推進

- 施策 45 ● 仕事と子育ての両立を支援するための就学前の幼児及び就学児童に対する各種事業の広報・啓発に努めます。
- 施策 46 ● 関連機関との連携を強化し、きめ細やかな就業相談や情報提供を行い、女性の就労や再就職を支援します。
- 施策 47 ● 男女共同参画プランに基づき、家庭における男女共同参画を推進するための事業啓発、施策を推進します。

第5章 計画の目標値等

1. 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定

①教育・保育提供区域の趣旨

市町村は、子ども・子育て支援法に基づき、市町村子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり、計画に記載する教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業において「量の見込み」、「確保方策」を設定する単位として、「教育・保育提供区域」を設定することとしています。

②教育・保育提供区域の設定にあたっての町の考え

本町においては、保育所について、利用者の居住地区にかかわらず、保護者の選択等により町内施設を広域的に利用しています。また、地域子ども・子育て支援事業の各種事業も町全体で広域的に施設利用や事業展開をしていることから、町全体を1つの区域に設定することとします。

教育・保育

	区 域
① 1号認定（3～5歳・教育）	全 町
② 2号認定（3～5歳・保育）	全 町
③ 3号認定（0～2歳・保育）	全 町

地域子ども・子育て支援事業

	区 域
①時間外保育事業	全 町
②放課後児童健全育成事業	全 町
③子育て短期支援事業	全 町
④地域子育て支援拠点事業	全 町
⑤一時預かり事業(未就学児のファミリーサポートセンター事業含む)	全 町
⑥病児・病後児保育事業	全 町
⑦ファミリーサポートセンター事業(就学児)	全 町
⑧利用者支援事業	全 町
⑨乳児家庭全戸訪問事業	全 町
⑩養育支援訪問事業	全 町
⑪妊婦健康診査	全 町

2. 幼児期の学校教育・保育にかかる量の見込み・確保の内容・実施時期

① 1号認定〔3～5歳児〕

〈提供区域：全町〉

事業の概要	3～5歳児で保育の必要性がない子ども(主に、家庭が専業主婦(夫)または短時間のパートタイム就労など)に対し、就学前教育を実施します。
量の見込み 算出方法	国の「手引き」に基づき算出

	実績値		実施時期			
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
A 量の見込み	0人	73人	70人	70人	70人	72人
現在の 実施状況	●就学前教育は実施していない					

②-1 2号認定〔3～5歳児〕 (教育ニーズ)

〈提供区域：全町〉

事業の概要	3～5歳児で保育の必要性はあるが幼稚園教育の希望が強いと想定される子どもに対し、就学前教育を実施します。
量の見込み 算出方法	国の「手引き」に基づき算出

	実績値		実施時期			
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
A 量の見込み	0人	8人	7人	7人	7人	7人
現在の 実施状況	●就学前教育は実施していない					

①+②-1の「A量の見込み」の合計及び「B確保方策」

		実績値	実施時期				
		平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
A 量の見込み (1号認定 +2号認定 (教育二 ズ))		0人	81人	77人	77人	77人	79人
B 確 保 方 策	特定教育・保 育施設		0人	100人	100人	100人	100人
B-A			▲81人	23人	23人	23人	21人
確 保 方 策 の 内 容		既存保育所を認定こども園 [※] へと移行することで、1号認定及び教育二ズのある児童の受け入れを進める					

②-2 2号認定〔3～5歳児〕（保育の実施）

<提供区域：全町>

事業の概要	3～5歳児で保育の必要な子ども（主に、両親が共働きまたは長時間のパートタイム就労など）に対し、保育を実施します。
量の見込み 算出方法	国の「手引き」に基づき算出

		実績値		実施時期			
		平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
A 量の見込み		420人	291人	279人	279人	277人	284人
現在の 実施状況		●公立保育所 4か所					
B 確保 方策	特定教育・保育施設	/	405人	305人	305人	305人	305人
B - A		/	114人	26人	26人	28人	21人
確保方策 の内容		引き続き、町内の公立保育所4か所で実施。					

③-1 3号認定〔0歳児〕

<提供区域：全町>

事業の概要	0歳児で保育の必要な子ども（主に、両親が共働きまたは長時間のパートタイム就労など）に対し、保育を実施します。
量の見込み 算出方法	国の「手引き」に基づき算出

	実績値	実施時期				
		平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
A 量の見込み	10人	38人	38人	39人	40人	40人
現在の 実施状況	●公立保育所 1か所（利用状況により2か所）					
B 確保 方策	特定教育・保育施設	45人	45人	45人	45人	45人
B - A		7人	7人	6人	5人	5人
確保方策 の内容	保育士の確保を図りながら、引き続き、町内の公立保育所1か所（利用状況により2か所）で実施。					

③-23号認定〔1・2歳児〕

<提供区域：全町>

事業の概要	1・2歳児で保育の必要な子ども（主に、両親が共働きまたは長時間のパートタイム就労など）に対し、保育を実施します。
量の見込み 算出方法	国の「手引き」に基づき算出

	実績値	実施時期				
		平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
A 量の見込み	114人	115人	118人	119人	120人	122人
現在の 実施状況	●公立保育所 4か所					
B 確保 方策	特定教育・保育施設	130人	130人	130人	130人	130人
B-A		15人	12人	11人	10人	8人
確保方策 の内容	保育士の確保を図りながら、引き続き、町内の公立保育所4か所で実施。					

③-3 保育利用率の目標設定

目標設定の趣旨	子ども・子育て支援事業計画では、3号に該当する子どもについて、子どもの総数に占める保育の利用定員数の割合である「保育利用率」にかかる各年度の目標値を定めることとされています。この「保育利用率」の目標値については、以下のとおり設定しました。			
保育利用率の算出方法	平成 25 年度における保育利用率の試算			
		子どもの数 (3月31日)	ニーズ量(ニース調査より)	保育利用率
	0歳	117人	35人	29.9%
1・2歳	266人	112人	42.1%	
	保育利用率の目標値は、ニース調査により把握した平成 25 年度における 3号に該当する子どもの保育の利用希望の割合と同率と設定			

		実施時期				
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
保育利用率の目標値	0歳	29.9%	29.9%	29.9%	29.9%	29.9%
	1・2歳	42.1%	42.1%	42.1%	42.1%	42.1%

保育利用率とは

$$\text{保育利用率} = \frac{\text{3号の子どもにかかる保育の利用定員数}}{\text{満3歳未満の子どもの数全体}}$$

3. 地域子ども・子育て支援事業にかかる量の見込み・確保の内容・実施時期

① 時間外保育事業

〈提供区域：全町〉

事業の概要	11 時間の開所時間を超えて保育を実施します。					
量の見込み 算出方法	国の「手引き」に基づき算出					
	実績値	実施時期				
	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み	56 人	98 人	97 人	98 人	98 人	100 人
現在の 実施状況	●公立保育所 4 か所					
B 確保方策		119 人				
B - A		21 人	22 人	21 人	21 人	19 人
確保方策 の内容	保育士の確保を図りながら、引き続き、町内の公立保育所 4 か所で実施。					

② 放課後児童健全育成事業

<提供区域：全町>

事業の概要	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後に適切な遊びや生活の場を提供し、その健全育成を図ります。
量の見込み 算出方法	国の「手引き」に基づき算出

		実績値	実施時期				
		平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量 の 見 込 み	低学年	170 人	154 人	151 人	147 人	149 人	142 人
	高学年		56 人	55 人	50 人	48 人	46 人
現在の 実施状況		●町内 4 か所 定員 170 人					
B 確保方策		/	178 人	210 人	210 人	210 人	210 人
B - A		/	▲32 人	4 人	13 人	13 人	22 人
確保方策 の 内 容		引き続き、既存の放課後児童クラブで実施するとともに、平成 28 年度から定員を増加する。					

③ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

＜提供区域：全町＞

事業の概要	保護者の病気などの理由により、養育が一時的に困難となった場合や緊急一時的に保護を必要とする場合に、児童養護施設などで子どもを一時的に養育または保護します。
量の見込み 算出方法	国の「手引き」に基づき算出

	実績値	実施時期				
	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
現在の 実施状況	●ショートステイについては伊勢市の「児童福祉施設 天理教三重 互助園」に委託しているものの、平成 25 年度の利用実績はなかった					
B 確保方策		12 人				
B - A		12 人				
確保方策 の 内 容	アンケート調査では、ショートステイのニーズはなかったが、今後利用希望があった場合に対応するため、引き続き事業を委託し実施態勢を確保する。					

④ 地域子育て支援拠点事業

<提供区域：全町>

事業の概要	子育て支援の拠点として、親子が気軽に集える場の提供と、子育ての負担感の軽減と不安感の解消をめざし、子育て相談や情報提供を行います。
量の見込み 算出方法	国の「手引き」に基づき算出

	実績値	実施時期				
	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み	2,703 人	826 人	847 人	853 人	863 人	876 人
現在の 実施状況	●地域子育て支援センター（町内 1 か所）					
B 確保方策		1 か所				
確保方策 の 内 容	引き続き、町内 1 か所の地域子育て支援センターで実施。					

⑤-1 一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり）

＜提供区域：全町＞

事業の概要	幼稚園在園児の保護者の就労時間等の都合によって、降園時間後も引き続き預かります。
量の見込み 算出方法	国の「手引き」に基づき算出

		実績値	実施時期				
		平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量 の 見 込 み	1号認定による利用	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
	2号認定による利用		475 人日	454 人日	454 人日	451 人日	462 人日
現在の 実施状況		●幼稚園は実施していない					
B 確保方策			0 人日	732 人日	732 人日	732 人日	732 人日
B - A			▲475 人日	278 人日	278 人日	281 人日	270 人日
確保方策 の 内 容		既存保育所を認定こども園 [※] へと移行することで、ニーズのある児童の受け入れに対応する。					

⑤-2 幼稚園以外での一時預かり事業（未就学児のファミリーサポートセンター事業含む）

＜提供区域：全町＞

事業の概要	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった子どもを一時的に預かります。
量の見込み 算出方法	国の「手引き」に基づき算出

		実績値		実施時期			
		平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み		102 人日	250 人日	247 人日	248 人日	249 人日	254 人日
現在の 実施状況		<ul style="list-style-type: none"> ●公立保育所 1 か所（平成 26 年 10 月から開始） ●ファミリーサポートセンター （平成 25 年度） 依頼会員 223 人、両方会員 18 人、 援助会員 128 人 					
B 確保 方 策	一時預 かり事 業	/	732 人日				
	ファミリ ーサポ ートセ ンター事 業	/	120 人日				
B - A		/	602 人日	605 人日	604 人日	603 人日	598 人日
確 保 方 策 の 内 容		引き続き、町内の公立保育所及びファミリーサポートセンターで実施。					

⑥ 病児・病後児保育事業

＜提供区域：全町＞

事業の概要	保護者の就労等の都合により、病気の回復期にある集団保育を受けることが困難な子どもを、専用施設で一時的に預かり安静を確保し保育します。
量の見込み 算出方法	国の「手引き」に基づき算出

		実績値	実施時期				
		平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み		60 人	460 人	455 人	456 人	457 人	467 人
現在の 実施状況		●伊勢市との協定により委託					
B 確保 方策	病児保 育事業	/	60 人	60 人	548 人	548 人	548 人
	ファミリ ーサポ ートセ ンター 事業	/	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人
B - A		/	▲398 人	▲393 人	94 人	93 人	83 人
確保方 策の 内容		引き続き、伊勢市との協定による委託で実施するとともに、町内医療機関との連携のもと病児・病後児保育施設の整備を検討。					

⑦ ファミリーサポートセンター事業（就学児）

<提供区域：全町>

事業の概要	家庭において子どもの世話が一時的に困難となった小学生を一時的に預かります。
量の見込み 算出方法	これまでの利用実績に基づき算出

	実績値	実施時期				
	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み	965 人	965 人	965 人	965 人	965 人	965 人
現在の 実施状況	●ファミリーサポートセンター （平成 25 年度） 依頼会員 223 人、両方会員 18 人、 援助会員 128 人					
B 確保方策		965 人				
B - A		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
確保方策 の内容	今回のアンケート調査では小学校就学児の調査を実施しておらず、 就学前のうち 5 歳児の子どものいる保護者に利用希望を聞いたと ころ、就学児での利用希望はなかった。今後利用希望があった場合 は、ファミリーサポートセンターの取り組みの周知を図るととも に、活動への協力拡充を図る。					

⑧ 利用者支援事業【新規事業】

<提供区域：全町>

事業の概要	新制度で新たに創設された事業で、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業を円滑に利用できるよう、情報提供や相談、助言等を行います。
量の見込み算出方法	国の「手引き」に基づき、教育・保育施設や地域子育て支援事業の量の見込みを勘案して算出

	実績値	実施時期				
	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み		1 か所				
現在の 実施状況	●新制度で新たに創設された事業のため実績なし					
B 確保方策		1 か所				
B - A		1 か所				
確保方策 の内容	新制度により新たに創設された事業であるため、その実施にあたっては動向をみながら検討していくものとする。					

⑨ 乳児家庭全戸訪問事業

<提供区域：全町>

事業の概要	生後4か月までの乳児がいる家庭を保健師等が訪問し、子育てに関する相談や支援が必要な人への、適切なサービスの提供につなげています。
量の見込み 算出方法	これまでの利用実績に基づき算出

	実績値	実施時期				
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
A 量の見込み	137人	129人	130人	132人	134人	136人
現在の 実施状況	●保健師等による訪問を実施					
B 確保方策		137人	137人	137人	137人	137人
B-A		8人	7人	5人	3人	1人
確保方策 の内容	引き続き、保健師等による訪問を実施。					

⑩ 養育支援訪問事業

<提供区域：全町>

事業の概要	養育支援が特に必要な家庭に対し、適切な養育の実施を確保するため、保健師等が訪問し、養育に関する指導、助言、育児援助等を行います。
量の見込み 算出方法	これまでの利用実績に基づき算出

	実績値	実施時期				
	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み	33 件	60 件	70 件	70 件	80 件	80 件
現在の 実施状況	●支援が必要な家庭に対し、保健師等による訪問を実施					
B 確保方策		80 件				
B - A		20 件	10 件	10 件	0 件	0 件
確保方策 の 内 容	引き続き、支援が必要な家庭に対し、保健師等による訪問を実施。					

⑪ 妊婦健康診査

<提供区域：全町>

事業の概要	安心して妊娠、出産ができるよう妊婦健康診査にかかる費用を助成することにより、妊婦の健康管理の充実を図ります。
量の見込み 算出方法	これまでの利用実績に基づき算出

		実績値	実施時期				
		平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量 の 見 込 み	人数	135 人	129 人	130 人	132 人	134 人	136 人
	検診 回数	14 回	14 回	14 回	14 回	14 回	14 回
現在の 実施状況		● 県内の医療機関に委託し、妊娠中の健康診査に対する費用助成を実施。なお、県外での健康診査についても別途助成を実施					
確 保 方 策 の 内 容		引き続き、県内の医療機関に委託し、妊娠中の健康診査に対する費用助成を実施。県外の健康診査についても別途助成を実施。					

4. 教育・保育の一体的提供と、教育・保育の連携推進

①認定こども園[※]の普及にかかる基本的考え方

幼稚園と保育所については、保護者の就労の有無で利用する施設が限定されることなど、かねてから新しい仕組みづくりが求められていました。

認定こども園[※]は、幼稚園と保育所の良いところを活かし、子どもたちの「教育」「保育」「子育て」を総合的にサポートできるように、また、子どもが認定こども園[※]に通っていなくても、「子育て相談」や「親子の集いの場」を保護者に提供していきます。

本町としてもニーズを考慮しながら、既存の保育所について、国の動向やニーズの状況などを踏まえながら、認定こども園[※]への制度移行を検討していきます。

具体的な認定こども園[※]の設置数、設置時期等については、今後、保護者や地域、町内の保育所、関係部局等と協議をしていきます。また、認定こども園[※]の設置場所を検討するにあたっては、既存の保育所の状況や地域バランスを考慮しながら配置を検討していきます。

②教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の推進にあたっての連携等について

本町における教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の推進にあたっては、その量の確保と同時に、質の向上が図られるよう、認可や確認における町の関与に際して、適切な指導及び助言等を行います。

また、これらの事業を担う事業者間での課題や情報の共有化を図り、総体として本町の子ども・子育て支援事業の最適化が図られるよう、町及び事業所どうしの連携の強化を図ります。

さらに、就学を迎える子どもがスムーズに学校生活に入れるよう、保育所・小学校の子どもの交流や、教員どうしの交流の場づくりを進めることで、保育所と小学校との連携をより一層強化し、相互の情報共有を図ります。

また、0～2歳児における保育の取り組みから、3～5歳児における教育・保育の取り組みへのつながりがスムーズに行われ、子どもについての情報が適切に引き継がれ共有されるよう連携の強化を図ります。

5. 総合的な子どもの放課後対策の推進

(1) 放課後対策の目標事業量及び取り組み方針

①放課後児童クラブの平成31年度に達成されるべき目標事業量

- ・平成26年度現在において、町内4小学校区において4か所開設されており、定員の合計は170人となっています。
- ・今後については、「第5章-3-②放課後児童健全育成事業」でも示したとおり、既存の放課後児童クラブで引き続き実施するとともに、定員増に向け施設整備を検討していきます。

	平成26年度 (現状)	平成31年度 (目標)
放課後児童クラブ (定員、か所数)	170人(4か所)	210人(4か所)

②放課後子ども教室の平成31年度までの整備計画

- ・平成26年度現在においては、放課後子ども教室は実施していません。
- ・今後、放課後児童クラブの一層の充実を図っていくことで、対応していきます。

	平成26年度 (現状)	平成31年度 (目標)
放課後子ども教室 (か所数)	0か所	0か所

③一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の平成 31 年度に達成されるべき目標事業量

- ・既存の「たまき文化スポーツクラブ[※]」、子ども体験活動クラブ「ちゃれたま！[※]」の事業の充実を図り、対応していきます。

	平成 26 年度 (現状)	平成 31 年度 (目標)
一体型の 放課後児童クラブ及び 放課後子ども教室	0 か所	0 か所

④放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、または連携による実施に関する具体的な方策

- ・放課後児童クラブと既存の「たまき文化スポーツクラブ[※]」、子ども体験活動クラブ「ちゃれたま！[※]」の連携により、子どもの居場所としてどのような運営方法ができるのか等について検討していきます。

⑤小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策

- ・現在、小学校の余裕教室が確保できない状況ですが、今後、余裕教室を確保することが可能となれば、その活用の検討を行っていきます。

⑥放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施にかかる教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策

- ・ 地域の実情に応じた効果的な放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に関する検討の場として、『放課後子ども総合プラン』の中で求められている運営委員会では、教育委員会と福祉部局が一層連携し、地域や学校等の協力も得ながら進めていきます。

⑦地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長にかかる取り組み

- ・ 保護者のニーズ把握を適宜行い、必要に応じて延長に向けた協議を行っていきます。

(2) 放課後対策の推進体制

- ・ 放課後対策の実施にあたっては、教育委員会と福祉部局がさらに連携を深め、学校の教職員や放課後児童クラブ、「たまき文化スポーツクラブ[※]」、地域ボランティア等の関係者との間で共通理解や情報共有を図るとともに、学校施設の使用計画や活用状況等について、十分に協議を行い、教育委員会と福祉部局の双方が責任を持つ仕組みとなるよう、適切な体制づくりに努めます。

第6章 計画の推進

1. 計画の推進体制

子育ては、家庭が主体となることはもちろん、教育・保育や子育て支援を担う機関をはじめ、行政、町民、企業・団体が「子ども・子育て支援」の重要性に対する関心と理解を深め、それぞれの役割を果たすとともに、相互に連携・協力しながら進める必要があります。

本計画の基本理念に掲げた「安心して子どもを産み育てられるまち たまき」の実現に向け、保育所、小学校、中学校、関係団体及び関連部署等が一体となり計画の推進を図ります。また、県や国との連携を密にし、制度の円滑な導入・展開を図るとともに、制度面の充実・改善がなされるよう、県や国に対し働きかけていきます。

2. 計画の進行管理

本計画の進行管理については、計画の策定（Plan）、計画に基づく取り組み（Do）、その達成状況を定期的に把握し、点検・評価した上で（Check）、その後の取り組みを改善する（Action）一連のPDCAサイクルにより行います。

このため、「玉城町子ども・子育て会議」において、計画に基づく施策の進捗状況や計画全体の成果について、年度ごとに点検・評価を行うとともに、計画に定める量の見込みが大きく変動する場合には、計画の一部見直しを必要に応じて行います。

参考資料

玉城町子ども・子育て支援事業計画の策定経過

日 付	内 容
平成 26 年 5 月 19 日	平成 26 年度第 1 回玉城町子ども・子育て会議 ・事業計画策定スケジュールについて
平成 26 年 7 月 25 日	平成 26 年度第 2 回玉城町子ども・子育て会議 ・ニーズ調査から算出されるサービスの見込みについて
平成 26 年 11 月 18 日	平成 26 年度第 3 回玉城町子ども・子育て会議 ・子ども・子育て支援事業計画について（見込み数値の変更の説明、今後の予定など）
平成 27 年 1 月 5 日～ 平成 27 年 2 月 6 日	「玉城町子ども・子育て支援事業計画」（案）についてパブリックコメント実施
平成 27 年 2 月 19 日	平成 26 年度第 4 回玉城町子ども・子育て会議 ・子ども・子育て支援事業計画のパブリックコメントについて

用語解説

合計特殊出生率

一人の女性が一生（15歳～49歳）の間に産む子の数を示すもので、15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計することで算出される。日本では昭和50年に合計特殊出生率が2.00を下回ってから低下傾向にある。

コーホート変化率法

各コーホート（同じ年または同じ期間に生まれた人々の集団のことを指す）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

コーホート要因法

各コーホート（同じ年または同じ期間に生まれた人々の集団のことを指す）について、人口変動の要因である出生率、死亡率及び移動率のそれぞれについて特定の仮定を設けて、それに基づき将来人口を計算する方法。

子ども体験活動クラブ「ちゃれたま！」

子どもの体験活動の充実を図るため、玉城町で実施している取り組み。子ども体験教室では、自然体験、料理体験、工作体験、公民館講座体験など、親子で取り組める様々な教室を開催している。「ちゃれたま！」の名前の由来は、「チャレンジ精神」を持って、いろんなことに前向きに取り組んで、「玉城町」の子どもたちや地域住民がもっともっと元気になってほしい、そんな願いが込められている。

たまき文化スポーツクラブ

玉城町で実施している総合型地域スポーツ事業。スポーツ教室、文化教室の開催、クラブ活動への支援、スポーツ大会・各種イベント、健康づくり事業の開催を実施している。

認定こども園

保護者が働いているかどうかにかかわらず、小学校就学前の子どもに教育・保育を一体的に提供する機能と、地域における子育て支援として相談活動や親子の集いの場の提供などを行う機能をあわせ持つ施設。

NP（ノーバディーズ・パーフェクト）

育児中の親を対象とした、カナダで開発された親支援プログラム。0歳から5歳までの子どもを持つ親を対象に、参加者がそれぞれに抱えている悩みや関心のあることをグループで出し合って話し合いながら、自分にあった子育ての仕方を学ぶもの。NPを受けることによって、仲間づくりにもなる。

ぴよんぴよん教室

遊びを中心としたプログラムで子どもの発達を促していくために、玉城町で実施している教室。

玉城町子ども・子育て支援事業計画

策定／平成 27 年 3 月

発行／玉城町

編集／玉城町生活福祉課

〒519-0495

三重県度会郡玉城町田丸 114-2

TEL 0596-58-8203

FAX 0596-58-4494